

羅臼町再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング
支援業務 報告書
(本編)

令和 7 年 2 月

目次

第1章 ゾーニングの背景と目的.....	1
1.1 ゾーニングの背景と目的.....	1
1.2 ゾーニングの位置づけ.....	2
1.3 羅臼町の概要.....	2
1.3.1 羅臼町の概要.....	2
1.3.2 羅臼町の脱炭素の取組み.....	3
1.3.3 羅臼町の再生可能エネルギー導入目標.....	4
第2章 ゾーニングマップの概要.....	5
2.1 ゾーニングマップとは.....	5
2.1.1 作成の流れ.....	5
2.1.2 作成の効果.....	6
2.2 ゾーニングの基本条件.....	7
2.2.1 対象とする範囲.....	7
2.2.2 対象とする再生可能エネルギー.....	7
2.2.3 エリアの定義.....	7
第3章 ゾーニングに係る情報.....	8
3.1 基礎情報の収集.....	8
3.1.1 環境保全等の法令・条例に係る情報.....	8
3.1.2 環境保全等に係る情報.....	9
3.1.3 土地の安定性等に係る情報.....	11
3.1.4 土地の利用方法等に係る情報.....	12
3.1.5 事業性に係る情報.....	13
3.2 羅臼町の自然環境等に係るヒアリング結果.....	14
3.3 町民の皆さまからのご意見.....	16
第4章 羅臼町ゾーニングマップ.....	18
4.1 羅臼町ゾーニングにあたっての考え方.....	18
4.2 羅臼町エリア設定の方針.....	19
4.3 羅臼町エリア設定の条件.....	19
4.4 羅臼町ゾーニングマップ.....	24
4.4.1 太陽光発電（小規模）.....	24
4.4.2 太陽光発電（中・大規模）.....	25
4.4.3 風力発電（小規模）.....	25
4.4.4 中小水力発電（小規模）.....	26
4.4.5 地熱発電（小規模）.....	26

4.4.6 地熱発電（中・大規模）	27
4.4.7 再エネ熱利用.....	27
4.5 羅臼町環境配慮事項.....	60
4.6 羅臼町ゾーニングマップ利用時の留意事項.....	64
第 5 章 地域脱炭素化促進事業.....	65
5.1 地域脱炭素化促進事業の目標.....	65
5.2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	66
5.3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類・規模.....	66
5.4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組	66
5.5 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組.....	68
5.5.1 地域の環境の保全のための取組.....	68
5.5.2 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組.....	68

第1章 ゾーニングの背景と目的

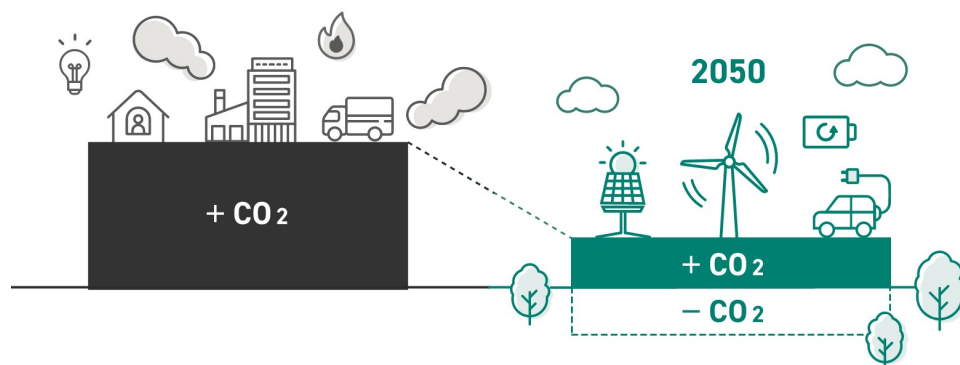
1.1 ゾーニングの背景と目的

令和2年（2020年）10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年（2021年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が示されました。また、令和3年（2021年）6月には、国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再エネは、その活用の仕方により、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなります。一方で、再エネの導入に関しては、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景のもと、改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度※が盛り込まれました。

本町では、再エネは地域資源でありその活用は地域を豊かにし得るものという認識のもと、促進区域等を設定することを通じて町内における円滑な地域合意形成を促すこと、また地域の再エネポテンシャルを最大限活用した再エネ目標を達成することを目的として掲げ、国や都道府県が策定する環境保全に係るルールに則り、本ゾーニング事業を実施します。



※ 地域脱炭素化促進事業に関する制度とは、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。市町村は地方公共団体実行計画において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされており、事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画が基準に適合する場合、市町村は当該事業を地域脱炭素化促進事業に認定します。認定を受けた地域脱炭素化促進事業は、関係許可等手続のワンストップ化

の特例の対象となり、以降の当該手続が不要となるといった特例等を受けることができます。

1.2 ゾーニングの位置づけ

本町では、改正地球温暖化対策推進法に示された「地域脱炭素化促進事業」制度に適用する羅臼町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定に活用する他、ゼロカーボンシティの達成に向けた再生可能エネルギーの導入促進や適地選定、円滑な地域合意形成を促すための基礎資料として、ゾーニングマップを作成しました。

1.3 羅臼町の概要

1.3.1 羅臼町の概要

羅臼町は、北海道の北東端、自然豊かな知床半島にある町で、面積は 397.91 km²、人口は 4,266 人（2025 年 1 月末現在）です。平成 17 年（2005 年）7 月に世界自然遺産に登録され、特徴ある原始的な自然景観が現存する地域です。基幹産業は水産業であり、「魚の城下町らうす」とも呼ばれています。

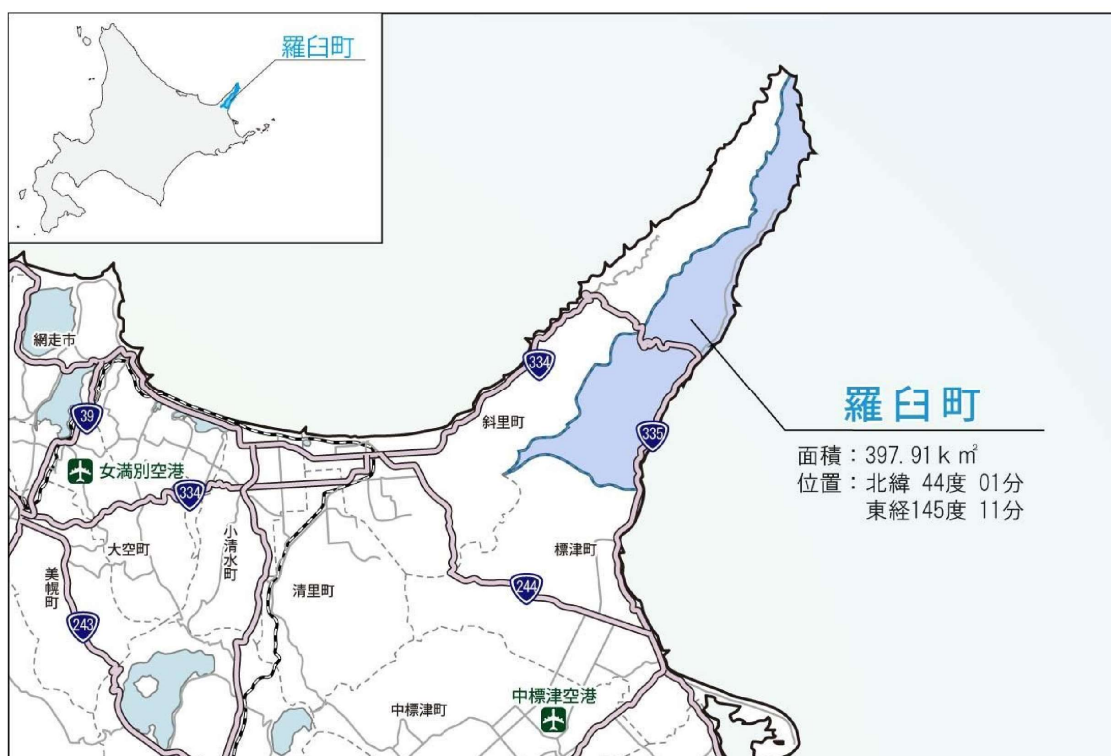


図 1.1 羅臼町の位置

1.3.2 羅臼町の脱炭素の取組み

本町では、昨今の地球温暖化による気候変動や異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響を受け、世界自然遺産「知床」を有するまちとして豊かな自然の恵みを守り、安心して住み続けられる「知床 羅臼」を未来につないでいくため、令和3年(2021年)3月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

令和5年(2023年)2月には、本町が持ち得る資源を最大限に活用し、再生可能エネルギーの導入を通して地域の課題解決に寄与することや地域の魅力を更に向上させていくことを目的とし、具体的な再生可能エネルギー導入目標を含む「羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画」を策定しました。翌令和6年(2024年)3月には、温室効果ガスの排出抑制や削減などの長期的な目標を掲げ、今後の取り組みを加速させるため、羅臼町が持ち得る資源を最大限に活用し、町民、事業者、行政が一体となって地球温暖化施策を推進することを目的とした「羅臼町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を策定しました。

また本町は、従前より自然の恵みである温泉を活用し、公共施設・民間施設の暖房やロードヒーティングを実施してきました。昭和59年(1984年)に町有源泉から公共施設3か所、民間宿泊施設3か所へ温泉熱を供給したことをはじまりに、現在では公共施設11か所、民間施設4か所で温泉熱が活用されており、温泉送水管の全長は源泉から市街地までの約5kmに延長されました。

本ゾーニング事業においても、本町の従前の取組み・理念である「地域資源の最大限活用」を念頭に、「ゼロカーボンシティの実現」「羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画」「羅臼町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」の目標達成に寄与することを目的とし、ゾーニングマップを作成しました。



図 1.2 羅臼町の脱炭素の取組 s

1.3.3 羅臼町の再生可能エネルギー導入目標

本町では、令和5年(2023年)2月策定の「羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画」、また令和6年(2024年)3月策定の「羅臼町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」において、2050年のゼロカーボンシティ実現に向け表1.1に示す再生可能エネルギー導入目標、図1.3に示すゼロカーボンビジョンを掲げました。本町では、太陽光発電、地熱発電を中心とした再生可能エネルギー導入を通じて、エネルギーの地産地消と地域循環共生圏の構築による「豊かな自然と共生し、活気に満ちたゼロカーボン地域」を目指すことを目標としています。

表 1.1 羅臼町の再生可能エネルギー導入目標

目標年		2030年	2050年
電力エネルギー消費量(MWh)		41,096	32,788
再エネ利用率(%)		13%	80%
再エネ発電量の合計(MWh)		5,488	26,319
太陽光建物系	設備容量(MW)	1.2	2.0
	設備利用率(%)	13.7	13.7
	発電量(MWh)	1,440	2,400
太陽光土地系	設備容量(MW)	2.0	5.5
	設備利用率(%)	15.1	15.1
	発電量(MWh)	2,646	7,275
水力	設備容量(MW)	0.0	0.5
	設備利用率(%)	60.0	60.0
	発電量(MWh)	0.0	2,628
地熱	設備容量(MW)	0.2	2.0
	設備利用率(%)	80.0	80.0
	発電量(MWh)	1,402	14,016

羅臼町の将来ビジョン：豊かな自然と共生し、活気に満ちたゼロカーボン地域



図 1.3 羅臼町のゼロカーボンビジョン

第2章 ゾーニングマップの概要

2.1 ゾーニングマップとは

2.1.1 作成の流れ

本事業では、地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた基礎情報を重ね合わせ、各レイヤーにエリア条件を設定しゾーニングマップを作成しました。基礎情報及びエリア条件の設定は、国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）、北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に準じ、有識者・関係団体へのヒアリングや、協議会・パブリックコメント・地元説明会の開催等を通じ関係者から聴取した意見をマップに反映させました。作成の流れを図 2.1 に示します。

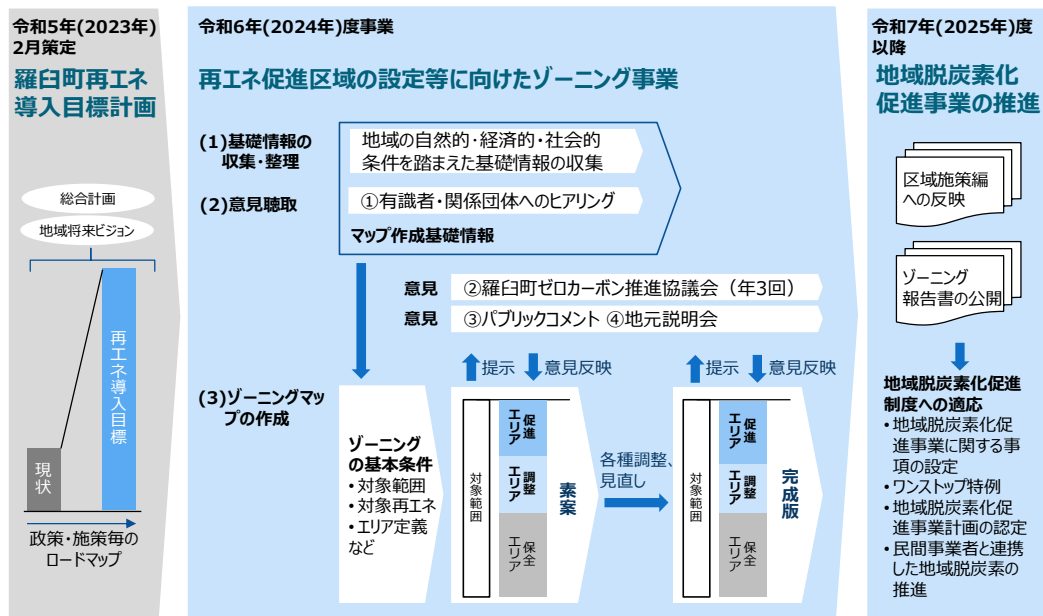


図 2.1 作成の流れ

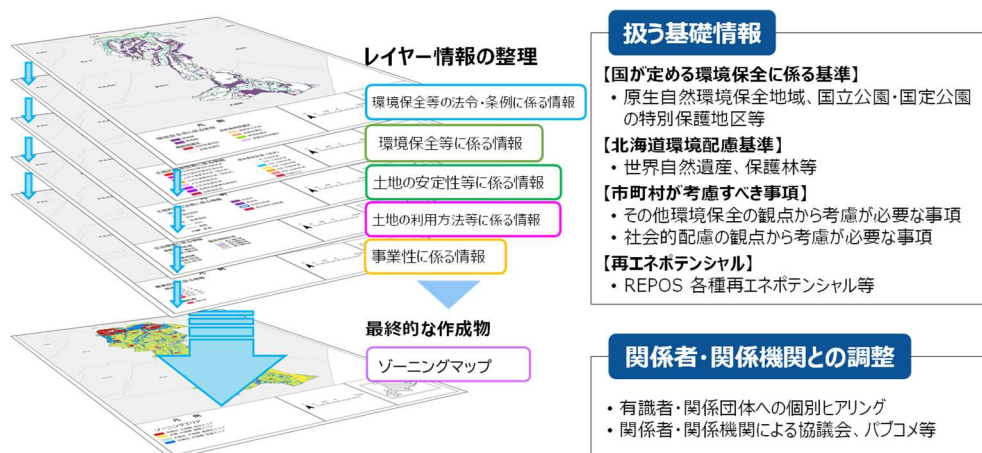


図 2.2 作成イメージ

1. 国の環境保全に係る基準 (促進区域設定に係る環境省令)	国	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等 ・協議会等での協議		
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 ・協議会等での協議 ・ワンストップ化の特例 ・アセス配慮書省略		
5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定	市町村			

図 2.3 地域脱炭素化促進事業制度の構成

2.1.2 作成の効果

本ゾーニング事業で作成したゾーニングマップは、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定のための基礎資料となります。地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。町民や行政にとっては、ゾーニングマップの作成により地域主導で、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業を誘致することができるという点が大きなメリットとなります。また促進区域の設定に当たっては、地域の環境の保全のための取組を定めることができるため、個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能となります。一方事業者にとっては、あらかじめ協議会等を通じ地域の合意形成を図りつつ、促進区域等が設定されていることにより、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まることがメリットとなります。

このように、ゾーニングマップの作成を通じて地域の環境を保全した上で、地域の脱炭素化と地域の環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現し、地域の目指す将来像の実現に貢献していくことが期待されます。

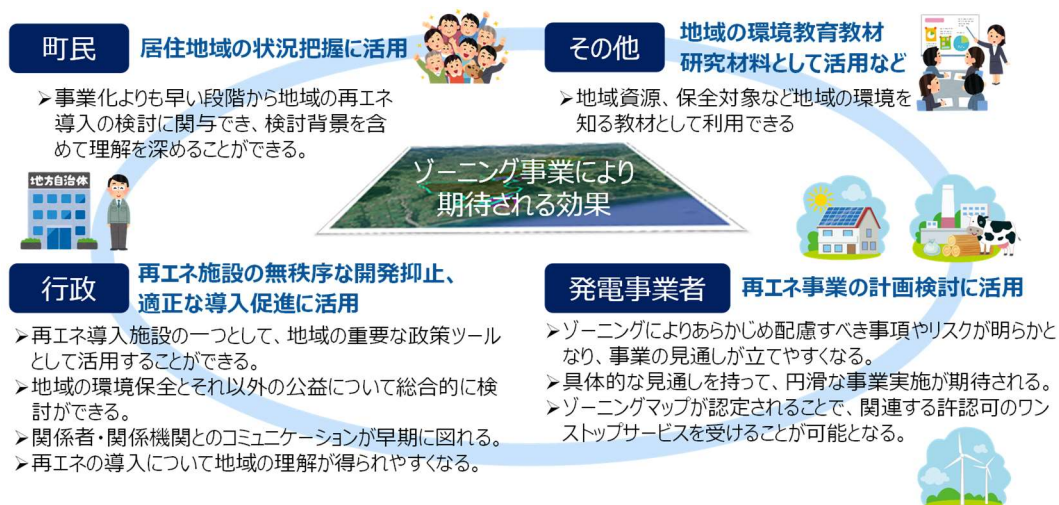


図 2.4 ゾーニングマップ作成の効果

2.2 ゾーニングの基本条件

2.2.1 対象とする範囲

本事業においてゾーニングの対象とする範囲は、町内全域です。

2.2.2 対象とする再生可能エネルギー

本事業においてゾーニングの対象とする再生可能エネルギーは以下の通りです。

表 2.1 対象とする再生可能エネルギー

再エネ種別	対象となる施設
太陽光発電（小規模）	建物系：10kW 未満のもの 土地系：50kW 未満のもの
太陽光発電（中・大規模）	建物系：10kW 以上のもの 土地系：50kW 以上のもの
風力発電（小規模）	10kW 程度のもの
中小水力発電（小規模）	既設の砂防堰堤や上水道等を活用するもの
地熱発電（小規模）	既存の町有源泉を活用するもの
地熱発電（中・大規模）	新規掘削による生産井を活用するもの
再エネ熱利用	既存の温泉水送水管を活用するもの

2.2.3 エリアの定義

本町では、ゾーニングを通じて町内全域を「保全エリア」「調整エリア」「事業可能性エリア」「促進エリア」の4つのエリアに区分します。各エリアの定義は以下の通りです。

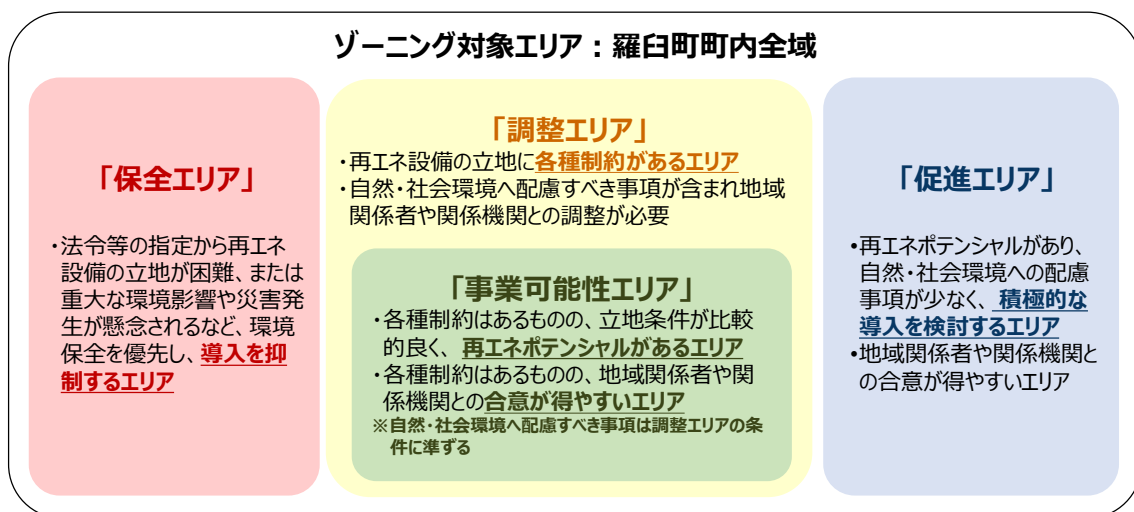


図 2.5 エリアの定義

第3章 ゾーニングに係る情報

3.1 基礎情報の収集

ゾーニングにあたっては、国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）、北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和 6 年(2024 年)11 月）をもとに、本町における自然的・経済的・社会的条件を踏まえた基礎情報を収集・整理しました。収集した基礎情報は以下の通りです。具体的な各情報の位置図は別添資料 4「ゾーニング要素マップ」をご参照ください。

3.1.1 環境保全等の法令・条例に係る情報

環境保全等の法令・条例に係る情報	法令・条例等	概要
原生自然環境保全地域	自然環境保全法	その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、当該自然環境を保全することが特に必要な地域で、自然環境保全法第 14 条第 1 項に基づき環境大臣が指定します。
国立公園自然公園	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園。我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定し、国が管理する自然公園です。
国指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	国指定鳥獣保護区とは、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に環境大臣により指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。
都道府県指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	道指定鳥獣保護区とは、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に北海道知事により指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。
自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例	道では北海道自然環境等保全条例に基づき、森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区を指定しています。
世界自然遺産	世界遺産条約	世界遺産は「顕著な普遍的価値（人類全体にとって特に重要な価値）」を有し、将来にわたり保全すべき遺産として世界遺産委員会が認め、「世界遺産一覧表」に記載されたものです。「世界自然遺産」は顕著な普遍的価値を有する、地形や地質、生態系、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地などです。
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	文化財保護法では、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財と呼び、保護の対象としています。

環境保全等の法令・条例に係る情報	法令・条例等	概要
国指定文化財	文化財保護法	文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。
都道府県指定文化財	北海道文化財保護条例	道が指定した文化財です。
保護林	保護林設定管理要領	「保護林」は、原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野のことです。現在の保護林区分は、森林生態系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林の3区分となっています。

3.1.2 環境保全等に係る情報

環境保全等に係る情報	概要
IBA	IBA（Important Bird and Biodiversity Areas）とは、重要野鳥生息地のことです。鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準（IBA 基準）によって選定し、すべての生息地をネットワークとして世界的に守っていくというプログラムを IBA プログラムと呼び、国際的かつ科学的な基準で野鳥の生息地をリスト化し、法的な保護の目標を示すとともに、その地域を鳥たちが住みやすい状態に保全していくことを目的としています。日本では日本野鳥の会が IBA の選定と保全を進めており、2018 年現在、日本には 166ヶ所の IBA があります。
植生自然度	「自然度」とは、「自然は人間の手のつけ具合、人工の影響の加わる度合によって、さわめて自然性の高いものから、自然性の低いものまで、いろいろな階層にわかれて存在する」という考え方に基づいて、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたものです。自然度は、つぎの 10 ランクに区分されています。 10 高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 9 エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区 8 ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区 7 クリー・ミズナラ群集、クスギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区 6 常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地 5 ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原 4 シバ群落等の背丈の低い草原 3 果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地 2 畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地 1 市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
水道原水取水地点	「水道原水」とは、水道事業者が河川から取水施設により取り入れた前項の水道事業又は水道用水供給事業のための原水です。「取水地点」とは、水道原水に係る取水施設が設置されている地点です。
公共用水域の水質測定結果	公共用水域の水質の測定は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）の規定に基づき、昭和 46 年度以来、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、全国の都道府県が毎年定める測定計画に従って、都道府県、水質汚濁防止法政令市のほか、一級河川のうち国の直轄管理区間については、国土交通省地方整備局等によって実施されています。

環境保全等に係る情報	概要
緑の回廊	国有林野事業では、希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し野生生物の移動経路を確保することで、より広範で効果的な森林生態系の保護を図ることとしています。緑の回廊では、分断された個体群の保護と遺伝的多様性の確保など、緑の回廊としての機能を発揮させるのにふさわしい森林については、適切にその維持を図るほか、森林整備の必要がある場合には、植生の状態に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図るなど、緑の回廊全体として樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林施業を実施することとしています。また、緑の回廊においては、野生生物の移動実態や森林施業の効果等を把握するため、モニタリングに努め、その結果を緑の回廊の設定及び取扱いに適切に反映させることとしています。
資源保護水面	知事が水産資源の保護培養上必要と認めて指定した区域です。（内水面に限る。）
生物多様性重要地域（KBA）	KBAとは、Key Biodiversity Area の頭文字で、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域、という意味です。世界的にみて絶滅の危機に瀕した種が生息する地域は重要という「危機性」と、ある種の存続が特定の場所に依存している場合、その場所は重要という「非代替性」という考え方が、世界で統一された選定の基準になっています。KBA の選定基準の基礎は、国際 NGO のバードライフ・インターナショナルが 1980 年代初期から取り組んできた IBA（Important Bird Area）で、日本では日本野鳥の会が「重要野鳥生息地」として取り組んでいます。この IBA に鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展したものが KBA です。従って、IBA は全て KBA になります。
環境省レッドリスト	環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。動物については、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成しています。
北海道レッドリスト	北海道レッドリストとは、道内に生息・生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのある種等をまとめたリストのことです。北海道レッドリストは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為などの事業を行う際、その事業が環境にどのような影響を及ぼすか、事前に調査、予測、評価などを行う環境影響評価（環境アセスメント）の他、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、個体数が著しく減少するなど特に保護を図る必要があるものの捕獲や採取を禁止する指定希少野生動植物種の指定など、希少な野生動植物の保護を図るための基礎資料として活用されています。
風力発電における鳥類のセンシビリティマップ	風力発電における鳥類のセンシビリティマップでは、地図上で鳥類への影響を考慮すべき区域（注意喚起メッシュ）と鳥類の渡りルートを確認することができます。さらに、その区域でどのような鳥類が確認されているかなどの情報（メッシュ情報）を確認することができます。
自然再生の対象となる区域	自然再生の対象となる区域とは、自然再生全体構想を作成する際に、自然再生基本方針に即して定めるものとされた区域のことです。
指定希少野生動植物種	希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認めて指定するもので、指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷または損傷をしてはなりません。北海道の指定希少野生動植物種は、現在 27 種（植物 23 種、昆虫 4 種）を指定しています。
特定植物群落	わが国の自然を健全な姿で後代に伝えるためには、わが国の植物相形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類やその生育地、生育状況等を把握し、保護対策を検討する必要があります。このため選定基準を設けて、これに該当する植物群落を地域特性も考慮しながら都道府県別に選定し、その分布・生育状況・変化の状況を把握しています。
長距離自然歩道	四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道です。環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めています。整備が完了すれば、全国其自然歩道の総延長は約 28,000km となります。
景観計画区域	道では、平成 20 年 6 月 20 日に「北海道景観計画」を策定しました。北海道景観計画では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、届出対象行為や景観形成の配慮事項などを定めており、一定規模を超える建築物、工作物等の新築・増改築等について届出が必要です。

環境保全等に係る情報	概要
身近な自然地域	北海道自然環境保全指針に基づき設定される以下の地域を指します。 ・都市近郊の樹林地、水辺、原野等居住環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっているような自然の地域 ・市町村が推薦した候補地をもとに 1,401 か所を選定 ・適切な保全方法の検討整備に努めるとともに、市町村や住民の適切な保全と利用を期待
記念保護樹木	道では北海道自然環境等保全条例に基づき、由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを指定しています。

その他に収集した環境保全に係る情報

公共用水域の水質測定結果、さけますふ化場・養殖場、養殖場の流入経路の状況、農業用水路の状況、動物の分布状況、オジロワシ営巣地（多くは周年生息）、オジロワシ・オオワシ（非繁殖期）、クマタカ営巣地、シマフクロウ営巣地（周年生息）、イトウ生息地

3.1.3 土地の安定性等に係る情報

土地の安定性に 係る情報	法律・条例等	概要
砂防指定地	砂防法	砂防指定地とは、砂防法第 3 条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水・上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地として、国土交通大臣が指定した土地の区域のことです。砂防指定地の指定を要する土地（区域）のうち、主なものは、以下のとおりです。 ・ 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域 ・ 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
地すべり防止区域 （ぼた山崩壊防止区域含む）	地すべり等防止法	地すべり防止区域とは、地すべり等防止法第 3 条に基づき、関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域のことです。地すべり防止区域の指定を要する区域は、以下の①及び②の区域を包括する地域（「地すべり地域」と総称。）であって、公共の利害に密接な関連を有するものです。 ① 地すべり区域：地すべりしている又はそのおそれのきわめて大きい区域 ② 地すべり区域に隣接する区域：地すべりを助長・誘発している又はそのおそれがきわめて大きい地域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 3 条に基づき、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域です。急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地（区域）は、以下の区域を包括する区域です。 [1]崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地をいう）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの [2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土地の安定性に 係る情報	法律・条例等	概要
保安林	森林法	保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。
地域森林計画対象森林	森林法	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区(全158計画区)別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。
河川区域	河川法	河川区域とは、河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間をいいます。河川区域は大きく分けて、以下の3種類に分かれています。(河川法第6条第1項) ・通常水が流れている土地(一号地) ・堤防や護岸など、河川を管理するための施設(二号地) ・一号地と二号地に挟まれている土地で、一号地と一体化して管理を行う必要のある土地[河川敷](三号地)
山地災害危険地区 (崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、なだれ危険箇所)	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などによって、官公署、学校、病院、道路等の公共施設等や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区で、地形地質等が一定の基準以上の地区を調査把握したものです。山地災害危険地区は、災害の発生形態等によって「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分されます。
河川保全区域	河川法	河川管理者は、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができます。
道路区域	道路法	道路の区域とは、道路敷地の幅と長さによって示される平面的な区域をいい、道路管理者が道路の区域を決定することにより定めます。
漁港区域	漁港漁場整備法 漁港の指定等に関する基準	漁港の区域は、漁業根拠地として機能が十分に発揮されるよう指定するものとし、原則として次の区域を含めたものとします。 ア 施設、公共空地、公共埋立地その他の公共用地等であって、事実上漁港施設として利用されているもの又は漁港の保全の機能を果たしているものを漁港として管理するために必要な区域 イ 当該年度又は次年度以降において、特定漁港漁場整備事業その他の漁港関係補助事業、地方単独事業により漁港施設を整備するための確立された計画があつて、当該計画を実施するために必要な区域

3.1.4 土地の利用方法等に係る情報

土地の利用方法等 に係る情報	法律・条例等	概要
農業地域(農業振興地域)農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、 農地法	農業振興地域制度では、農業振興地域内に農業として利用すべき区域として「農用地区域」を設定することとなっており、同区域内の農業上の利用を確保するため、原則として農業以外への利用(一時的なものを除く)を禁止しています。このため、やむを得ず農業以外に利用する場合には、あらかじめこの土地を農用地区域から除外する必要があります。

土地の利用方法等に係る情報	法律・条例等	概要
海岸保全区域	海岸法	海岸保全区域とは、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他海岸法第 2 章に規定する管理を行う必要があると認められるときに、都道府県知事が指定する、防護すべき海岸に係る一定の区域です（海岸法第 3 条第 1 項から第 3 項）。
漁業許可	漁業法	漁業法における漁業許可制度とは、漁業調整の観点から、特定の漁業を営むに当たって、農林水産 大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとする制度です。特に、船舶により行う漁業であって、下記に該当するものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければなりません。（＝大臣許可漁業） 1 漁業調整のため制限措置を講ずる必要があること 2 国際約束の取決めが存在するか、漁場の区域が広域にわたることのいずれかに該当すること
漁業権（共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権）	北海道漁業調整規則	漁業権は、「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」であり、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の 3 種類があります。漁業権は、漁業権制度及び沿岸漁場管理制度を合わせた全体計画として、5 年ごとに作成される漁場計画（海区漁場計画及び内水面漁場計画）において設定され、行政庁の行政行為（免許）により取得されます。

その他に収集した土地の利用方法等に係る情報

保全対象施設（学校、医療施設、福祉施設）、公園、増殖河川、優良農地、港湾区域、防衛施設

3.1.5 事業性に係る情報

事業性に係る情報	概要
最大傾斜角	最大傾斜角は地盤の安定性や工事費に影響することから、傾斜角 20℃未満を事業性が良いエリアと評価しました。
地上開度	太陽光発電や風力発電においては、上空が開けている場所が優位になることから、地上開度 75°以上を事業性が良いエリアと評価しました。
標高	標高が非常に高い地域は資材運搬や建設工事等のコストが高まり事業性に影響するため、1,200m 未満を事業性が良いエリアと評価しました。
太陽光（建物系）ポテンシャル	環境省 REPOS の太陽光（土地系）ポテンシャル推計で、ポテンシャルが確認されるエリアを事業性が良いエリアと評価しました。
太陽光（土地系）ポテンシャル	環境省 REPOS の太陽光（土地系）ポテンシャル推計で、ポテンシャルが確認されるエリアを事業性が良いエリアと評価しました。
風力（小規模）ポテンシャル	NEDO 局所風況マップで、年平均風速 5.0m/s 以上が確認されるエリアを事業性が良いエリアと評価しました。
中小水力ポテンシャル	環境省 REPOS の中小水力（河川）ポテンシャル推計で、ポテンシャルが確認されるエリアを事業性が良いエリアと評価しました。
地熱ポテンシャル	北海道地熱資源量図で、ポテンシャルがあると表現されるエリアを事業性が良いエリアと評価しました。
町有未利用地	町有未利用地のうち、活用が期待される土地を事業性が良いエリアと評価しました。

3.2 羅臼町の自然環境等に係るヒアリング結果

ゾーニングに係る情報として、国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）、北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和6年（2024年）11月）をもとに収集した基礎情報に加え、本町でゾーニング事業を実施するにあたり特に配慮すべき自然環境等に係る情報や留意すべき事項について、本町に係りのある関係団体・有識者等へ個別ヒアリングを実施し、情報を収集しました。以下に、ヒアリング対象と内容、ヒアリング結果を掲載します。

表 3.1 ヒアリング対象

ヒアリング対象	ヒアリング内容	実施日（令和6年）
北海道 ゼロカーボン推進局	羅臼町のゾーニング事業実施における留意事項と北海道環境配慮基準の策定状況	8/19(月)
環境省 北海道地方環境事務所	羅臼町の脱炭素の取組みに係る事項	8/22(木)
環境省 羅臼自然保護官事務所	羅臼町内の環境・生態系に係る事項	12/10(火)
知床世界自然遺産地域科学委員会	羅臼町内の環境・生態系に係る事項	10/10(木)
猛禽類医学研究所	羅臼町内の環境・生態系に係る事項	9/27(金)
シマフクロウ専門家	羅臼町内の環境・生態系に係る事項	10/15(火)
羅臼町郷土資料館	羅臼町内の遺跡や文化財に係る事項	9/12(木)
羅臼漁業協同組合	羅臼漁港周辺への再エネ導入可能性に係る事項	9/11(水)
羅臼町営農組合	羅臼町内農地周辺への再エネ導入可能性に係る事項	9/13(金)
大地みらい信用金庫羅臼支店	羅臼町内・町外再エネ事業者への支援に係る事項	9/11(水)
斜里町	再エネ導入への考え方と今後の脱炭素連携に係る事項	9/13(金)
ゾーニング先行事業自治体(幕別町)	ゾーニング事業実施において留意した点と効果	9/5(木)
北海道電力	北海道での発電事業、送・配電に係る事項	8/22(木)
小型風力取扱い業者	小型風力発電導入の適地条件と導入に係る事項	9/3(火)
釧路総合振興局	既設砂防堰堤への中小水力発電導入可能性に係る事項	9/10(火)
北海道立総合研究機構	羅臼町の地熱・温泉熱利用に係る事項	8/21(水)
温泉熱活用施設	羅臼町役場、診療所、小学校、中学校、幼稚園、ビジターセンター、ホテル峰の湯、福寿園、羅臼第一ホテル、町民温泉プール、新規熱利用施設での熱需要量	資料収集

表 3.2 ヒアリング結果

ヒアリング項目	ヒアリング結果
太陽光発電に係る事項について	・ 建物系太陽光発電は環境・生態系に影響が少ないため促進が可能な再エネの一種と考えられる。 ・ 建物系太陽光発電の設置により、カモメなどを人為的餌資源から遠ざけ、糞害などの抑止効果を狙える可能性もあるかもしれない。 ・ 建物系太陽光発電を促進エリアに設定するのであれば、「制度の対象は既存建築物の屋根上のみ」という条件が明確となるよう留意する必要がある。 ・ 羅臼町のゼロカーボン達成への寄与と電気代節約のため、特に建物系太陽光発電を積極的に導入すべきと考えるが、積雪時期の耐荷重、強風、塩害、日照率の低さへの対応が懸念される。 ・ 土地系太陽光発電は鳥類の営巣地を失う懸念があるため、個別案件ごとに環境影響を慎重に評価する必要がある。

ヒアリング項目	ヒアリング結果
	・ 土地系太陽光発電について、農地周辺の雑種地や使用していない草地、廃屋地などは、地権者との合意に関する問題が解決すれば土地系太陽光発電等への活用が可能かもしれない。 ・ 建物系太陽光発電について、観光船から視認できる場所での導入は避けることが望ましい。 ・ 建物系/土地系太陽光発電の双方について、耐用年数経過後のパネル廃棄方法が懸念される。
風力発電に係る事項について	・ 羅臼町は猛禽類が通過でなく滞在する地域であるため、他地域に比べ環境影響リスクが高い。また、猛禽類がランディング地域であるため、小型風車の高さでもバードストライクが起きやすい。 ・ 大型、中型、小型を問わず、プロペラ式風車はブレード挙動が鳥類の死角に位置するためバードストライクが起きやすい。 ・ 風車を設置する場合は、羅臼町内で電鉄塔に設置しているバードチェッカーを活用することが望ましい。
中小水力発電に係る事項について	・ 羅臼町内では上流域が世界自然遺産地域となっている河川が多く、さけ・ますの遡上や上流域の自然環境保全のため、開発行為には十分注意しなければならない。 ・ 魚道のある堰堤への中小水力発電導入は、魚道の機能へ何かしらの影響を与える可能性が棄却できないため、魚道のない堰堤の活用を検討することが望ましい。 ・ 砂防堰堤は急激な土砂流出を防止し地域住民・財産を守ることを目的としており、有事の際には破壊を許容した設計となっていることに留意が必要。 ・ 中標津出張所で管理している河川は全てサケマス遡上のための原自河川であるため、開発行為は不可である場合が多い。
地熱発電に係る事項について	・ 町有源泉周辺は自然環境に特に配慮が必要なエリアであるが、従前羅臼町の資源として利用されてきた温泉需要を確保するためにも、環境に十分配慮しながら事業可能性を検討していくことが望ましい。 ・ 温泉熱利用については、世界自然遺産地域内で従前取り組まれていることであり、遺産会議でも特に議論になったことはないため、今後も活用していく方針に問題はないと考える。 ・ 開発にあたっては、源泉や動植物双方への影響を適切に評価しつつ、自然環境と共生できる再エネ導入を目指す必要がある。
開発行為に伴う環境配慮事項について	・ 羅臼町では、自然環境維持、土地の安定性確保の観点から森林の開発は控えることが望ましい。特に河畔林には日射遮断、有機物・倒木供給、水質保全など様々な機能があるため、河川より 30m の河畔林は緩衝帯（バッファゾーン）として開発は控えることが望ましい。 ・ 羅臼町内での工事では、シマフクロウやオジロワシなどの猛禽類の営巣時期、サケマスの遡上時期、ウニ養殖の時期、レッドリストの動植物への環境配慮が必要なことに加え、積雪の多い冬期は作業が不可のため、工事期間が短期となる。 ・ 具体的な工事期間について、希少猛禽類の繁殖期（2月～7月）、サケマスの遡上時期（9～11月）を避けること。シマフクロウへの環境配慮として、日没前に工事を切り上げる。 ・ 羅臼町内での開発行為については、事前に工法、時期、環境配慮の方針について漁協で相談を受ける必要がある。特にサケマスの遡上や昆布漁に影響がないよう工事時期には配慮が必要。 ・ 羅臼町内では、既知の遺跡隣接地に加え、1ha以上の開発は文化財有無に関わらず特定開発に分類されるため、開発許可のためには事前協議が必要。埋蔵文化財包蔵地は、更新状況に応じた最新の情報把握に留意すること。 ・ 自然環境の豊かな羅臼町においては、促進/調整/保全とエリア分けはするものの、実際は個別案件ごとに環境への影響等十分に検討した上で事業可否の判断を実施するなどきめ細かな対応をする仕組みが望ましい。
その他	・ 北海道の特徴として市街地と自然が近いことに十分留意し、ゾーニング事業を進めることが望ましい。 ・ 新たな事業を展開する際には、利益を町内に還元する仕組みが肝心であり、再エネの維持管理・運用は町内事業者を交えた座組とすることが望ましい。 ・ 希少な自然環境を有する羅臼町においては、実証試験を段階的に重ねながら、猛禽類等と再エネの共生を目指していくことが望ましい。 ・ 河川や森林等、地域の豊かな自然の恩恵を受けてきた羅臼町では、自然環境や景観を今後も守ってほしい。

3.3 町民の皆さまからのご意見

本ゾーニング事業の実施にあたり、町民の皆さまからご意見をいただく場として、役場を事務局とし町内組合・団体の代表者で構成される「羅臼町ゼロカーボン推進協議会」を3度開催し、事業の実施方針や内容等についてご意見を聴取しました。また、町内17地区の会長の皆さまにお集まりいただき「地元説明会」を開催したほか、羅臼町町民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、町民の皆さまよりご意見を募集しました。以下に、意見聴取の場の開催日時と、町民の皆さまからのご意見を掲載します。

表 3.3 意見聴取の場

意見聴取の場	実施日	構成員
第1回羅臼町ゼロカーボン推進協議会	令和6年10月4日(金)	協議会委員の皆さま
第2回羅臼町ゼロカーボン推進協議会	令和6年12月9日(月)	協議会委員の皆さま
第3回羅臼町ゼロカーボン推進協議会	令和7年1月22日(水)	協議会委員の皆さま
地元説明会	令和6年12月20日(金)	町内会長の皆さま
羅臼町町民意見公募手続 (パブリックコメント)	令和6年12月16日(月) ～令和7年1月10日(金)	町民の皆さま

表 3.4 町民の皆さまからのご意見

意見聴取の場	確認内容	町民の皆さまからのご意見
第1回羅臼町ゼロカーボン推進協議会	・ゾーニング事業の概要 ・羅臼町ゾーニングの基本条件（対象とする範囲/再エネ種別） ・羅臼町の自然環境等に係るとアリング結果	・羅臼町は、海や山が近い地形の地域性であるため、再エネ導入エリアの検討にあたっては、土砂災害や地震災害の危険性への配慮が必要。 ・風力発電導入の検討にあたっては、冬期の積雪や凍結の影響についても考慮が必要。 ・再エネ導入検討の際には、需要家の位置を把握した上で、効率的な導入エリアを設定することが必要。 ・事業を実施する際には、町として、町民のために取組むという姿勢や、町民に恩恵に資する事業となることを大切にしてほしい。
第2回羅臼町ゼロカーボン推進協議会	・羅臼町エリア設定の方針 ・羅臼町ゾーニングマップ(素案) ・羅臼町環境配慮事項(素案)	・羅臼町ゼロカーボン実現のために、ゾーニング対象とした再エネの中で最も実現可能性が高いのは太陽光発電(小規模)であると感じた。一方で、町民が各家庭で太陽光発電を設置した後、数十年後のメンテナンス費用や廃棄コストが孫子の代の負担となるのではないかと不安がある。
第3回羅臼町ゼロカーボン推進協議会	・羅臼町ゾーニングマップ(案) ・羅臼町環境配慮事項(案) ・区域施策編への反映について	・地熱発電ゾーニングマップについて、現時点では広い範囲が事業可能性エリアに設定されているが、将来的には、事業性の観点などから対象区域を絞った方がよいのではないかと。 ・再エネ熱利用の促進エリアについて、該当区域では地熱と温泉熱の需要と供給のバランスが非常に重要である。適切な検討と計画立案をすることが望ましい。

意見聴取の場	確認内容	町民の皆さまからのご意見
地元説明会	・ゾーニング事業の背景と目的 ・ゾーニングにあたっての基本的な考え方 ・羅臼町エリア設定の方針 ・羅臼町ゾーニングマップ(素案)	・ 特になし
羅臼町町民意見公募手続 (パブリックコメント)	・ゾーニング事業の概要 ・羅臼町エリア設定の方針 ・羅臼町ゾーニングマップ(素案) ・羅臼町環境配慮事項(素案)	・ 特になし

第4章 羅臼町ゾーニングマップ

4.1 羅臼町ゾーニングにあたっての考え方

本町では、世界自然遺産を有し豊かな自然の恵みを楽しむ地域の特性と、本町の自然環境等に係る関係団体・有識者等へのヒアリング結果や町民の皆さまからのご意見を踏まえ、ゾーニングにあたっての基本的な考え方を図 4.1 のとおり「地域資源を最大限に活用した再エネ導入と自然環境保全の両立」と掲げることとしました。

具体的な方針①では、豊かな自然環境を保全しながらも本町のゼロカーボンシティを達成するために、「既存施設（温泉井・温泉水送水管、建物、町有未利用地等）の最大限活用」を掲げました。町内既存の施設である温泉井（源泉）や温泉水送水管、公共施設や住宅などの建物や、十分に活用されていない町有未利用地などを再エネ導入に積極的に活用することで、森林伐採を伴う新規の開発抑制と再エネ導入目標の達成を目指します。

次に具体的な方針②として、再エネ導入の検討にあたり本町が保全すべき自然環境をより明確とするため、「世界自然遺産、希少猛禽類、河川環境、景観の保全」を掲げました。ゾーニングにあたっては、世界自然遺産地域はもとより、町内で特に自然環境に配慮が必要な地域については再エネ導入を抑制する「保全エリア」と設定することで、豊かな自然環境を保全します。また、その他の地域についても、本ゾーニング事業を通じて聴取した羅臼町の特に配慮すべき自然環境等に係る情報を「羅臼町環境配慮事項」として取りまとめることで、ゾーニングのエリア設定に係らず事業者が本町で事業を検討する際に参考となる配慮事項の明確化を行い、町内全域の自然環境保全を目指すこととしました。

羅臼町の基本的な考え方

地域資源を最大限に活用した再エネ導入と自然環境保全の両立

方針①

既存施設（温泉井・温泉水送水管、建物、町有未利用地等）の最大限活用

- ✓ 地域資源である既存の温泉井、温泉水送水管、建物、町有未利用地等を最大限活用することで、森林伐採を伴う新規の開発を抑制する

→ 促進エリアには既存施設や既に開発が行われている土地のみを設定

方針②

世界自然遺産地域の保全、希少猛禽類、河川環境、景観の保全

- ✓ 世界自然遺産地域の保全に加え、希少な猛禽類や河川環境、景観など、羅臼町の豊かな自然環境を保全する

→ 世界自然遺産地域は保全エリアと設定し、その他の地域についても環境配慮事項を付与することで個別に対応

図 4.1 羅臼町ゾーニングにあたっての基本的な考え方

4.2 羅臼町エリア設定の方針

本町では、ゾーニングにあたっての基本的な考え方を踏まえ、町内全域について、再エネ種別ごとに「促進エリア」、「調整エリア」、「事業可能性エリア」、「保全エリア」を表4.1の方針で設定することとしました。

「促進エリア」については、各種自然的・社会的制約が少なく関係者・関係機関との合意が得やすいエリアとして、既存施設の最大限活用の方針のもと、既存建物の屋根上や既存温泉水送水管の周辺を設定しました。具体的には、町内全域の既存建物の屋根上や積極的な活用が期待される町有未利用地を太陽光発電の促進エリア、従前より整備・利用されている既存の温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備・利用を検討しているエリアを再エネ熱利用の促進エリアと設定しました。なお、太陽光発電（小規模）の促進エリアは建物系太陽光発電にのみ適応されるとし、土地系太陽光発電は対象外となります。

「事業可能性エリア」については、各再エネ種別において収集した事業性に係る情報より比較的事業性が良いと評価されるエリアや、具体的に今後活用が期待される町有未利用地を設定しました。再エネ導入には各種自然的・社会的制約を有するものの、協議会や関係者・関係機関との合意形成等が成立すれば、再エネ導入を促進するエリアとして取扱うことも想定しています。

「調整エリア」については、再エネ立地には各種自然的・社会的制約を有するものの本町として再エネ導入を抑制するものではないエリアを、国が定める環境保全に係る基準で「考慮が必要な区域」「考慮することが望ましい事項」と設定されている区域、北海道環境配慮基準で「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域、「考慮対象事項」と設定されている区域をもとに設定しました。

「保全エリア」については、本町として再エネ導入を抑制すべきエリアとして、国が定める環境保全に係る基準で「促進区域に含めない」と設定されている区域、北海道環境配慮基準で「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」と設定されている区域をもとに、世界自然遺産地域や特に自然環境に配慮が必要な地域を選定し設定しました。

なお、「促進エリア」「事業可能性エリア」「調整エリア」はいずれも本町として再エネ導入を抑制するものではないと設定したエリアですが、世界自然遺産を有する自然環境豊かな本町の特性を加味し、エリア設定に係らず町内で再エネ事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うこととします。

4.3 羅臼町エリア設定の条件

国が定める環境保全に係る基準、北海道環境配慮基準に基づき収集した基礎情報に対し、上記エリア設定の方針に則り「促進」「事業可能性」「調整」「保全」の条件を付した一覧表を表4.2に示します。なお本町では現在、事業性エリア内での関係者・関係機関との調整を積極的に図っており、一部エリアの設定を促進エリアへ見直すことを検討しています。

表 4.1 羅臼町エリア設定の方針

エリア	太陽光発電 (小規模)	太陽光発電 (中・大規模)	風力発電 (小規模)	中小水力発電 (小規模)	地熱発電 (小規模)	地熱発電 (中・大規模)	再エネ熱利用
促進エリア	既存建物の屋根上 (建物系)を <u>促進エリアに設定</u> ※土地系は対象外	羅臼漁港など中・大規模施設の屋根上や、積極的な活用が期待される町有未利用地等を <u>促進エリアに設定</u>	設定しない	設定しない	設定しない	設定しない	既存の温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備・利用を検討しているエリアを <u>促進エリアに設定</u>
事業可能性 エリア	調整エリアのうち、 ・各種制約を有するものの、最大傾斜角、地上開度、標高、再エネポテンシャル等により事業性が良いと評価されるエリア ・活用が期待される町有未利用地 <u>上記の区域を、事業可能性エリアに設定</u>						設定しない
調整エリア	・国が定める環境保全に係る基準で「考慮が必要な区域」「考慮することが望ましい事項」とされている区域のうち、保全エリアでない区域 ・北海道環境配慮基準で「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」、「考慮対象事項」とされている区域のうち、保全エリアでない区域 <u>上記の区域を、調整エリアに設定</u>						設定しない
保全エリア	・国が定める環境保全に係る基準で「促進区域に含めない」とされている区域 ・北海道環境配慮基準で「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とされている区域のうち、 砂防指定地※ ¹ 、地すべり防止区域※ ¹ 、ぼた山崩壊防止区域※ ¹ 、急傾斜地崩壊危険区域※ ² 、保護林、植生自然度 10、世界自然遺産、国立公園の特別地域、普通地域で植生自然度 8・9・10 の地域、国指定重要文化財、北海道指定史跡名勝天然記念物、農用地区域内農地 <u>上記の区域を、保全エリアに設定</u> ※ ¹ ：太陽光（小規模）、中小水力、地熱を除く（大規模な土地改変が見込まれないため） ※ ² ：太陽光（小規模）を除く（土地改変が見込まれないため）						設定しない

表 4.2 羅臼町エリア設定の条件（1/3）

区分	要素	エリア詳細	基準	配慮内容	該当	太陽光		風力	中小水力	地熱
						小規模	中・大規模	小規模		
環境保全等の 法令・条例に 係る情報	原生自然環境保全地域	遠音別岳原生自然環境保全地域	国	促進区域に含めない区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
	自然環境保全地域		国	促進区域に含めない区域	×	－	－	－	－	－
	国立公園自然公園	特別保護地区、海域公園地区、第 1 種特別地域	国	促進区域に含めない区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
		上記以外	国	考慮が必要な区域・事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
		特別地域、普通地域で植生自然度8・9・10の地域	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
		普通地域で植生自然度1～7の地域	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	国定公園自然公園	特別保護地区、海域公園地区、第 1 種特別地域	国	促進区域に含めない区域	×	－	－	－	－	－
		上記以外	国	考慮が必要な区域・事項	×	－	－	－	－	－
		特別地域、普通地域で植生自然度8・9・10の地域	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
		普通地域で植生自然度1～7の地域	道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	都道府県立自然公園	特別地域、普通地域で植生自然度8・9・10の地域	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
		普通地域で植生自然度1～7の地域	道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	国指定鳥獣保護区	特別保護地区	国	促進区域に含めない区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
		特別保護地区外	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	調整	調整	調整	調整
			国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	都道府県指定鳥獣保護区	特別保護地区	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
		特別保護地区外	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	調整	調整	調整	調整
	生息地等保護区	管理地区	国	促進区域に含めない区域	×	－	－	－	－	－
		監視地区	国	考慮が必要な区域・事項	×	－	－	－	－	－
		すべて	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	国内希少野生動植物種	オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ等	国	考慮すべき区域	○	調整	調整	調整	調整	調整
	都道府県自然環境保全地域		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	学術自然保護地区		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	自然景観保護地区	幌萌川及び周辺の広葉樹二次林	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	調整	調整	調整	調整
	環境緑地保護地区		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	ラムサル条約湿地		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
			国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	世界自然遺産	知床世界自然遺産	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
			国	市町村が考慮すべき事項	○	保全	保全	保全	保全	保全
	世界文化遺産		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	国指定文化財	国指定史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観	国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
		国指定史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの（埋蔵文化財包蔵地49件）	国	市町村が考慮すべき事項	○	保全	保全	保全	保全	保全
		国指定重要文化財（北海道松法川北岸遺跡出土品）	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
		国指定史跡、名勝、天然記念物のうち、区域が定められているもの	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
		国指定史跡、名勝、天然記念物のうち、区域が定められていないもの	道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	都道府県指定文化財	都道府県指定有形文化財	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
		都道府県指定史跡、名勝、天然記念物のうち、区域が定められているもの（ヒカリゴケ、間歇泉）	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
		都道府県指定史跡、名勝、天然記念物のうち、区域が定められていないもの	道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	市町村指定文化財	埋蔵文化財包蔵地49件			○	調整	調整	調整	調整	調整
	保護林		国	市町村が考慮すべき事項	○	保全	保全	保全	保全	保全
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
環境保全に 係る情報	IBA	市街地を除く（知床半島・斜里岳）	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	調整	調整	調整	調整
		市街地	道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	植生自然度10の地域		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
	水資源保全地域		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	水道原水取水地点		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	公共用水域の水質測定結果		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	さけますふ化場・養殖場		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	温泉への影響	地熱発電に限る	道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	重要な地形・地質の状況		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	養殖場の流入経路の状況	中小水力発電に限る	道	考慮対象事項	○	－	－	－	調整	－
	農業用水路の状況	中小水力発電に限る	道	考慮対象事項	○	－	－	－	調整	－
	緑の回廊	知床半島緑の回廊	国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	保護水面		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	資源保護水面	春刈古丹川本支流の区域（保護水産動物：やまべ）	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	動物の分布状況		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	生物多様性重要地域（KBA）	知床（保護地域：知床国立公園、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国指定鳥獣保護区）	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	自然共生サイト		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	マリンIBA	知床半島	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整

表 4.2 羅臼町エリア設定の条件（2/3）

区分	要素	エリア詳細	基準	配慮内容	該当	太陽光		風力	中小水力	地熱
						小規模	中・大規模	小規模		
環境保全に係る情報	環境省レッドリスト		国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	都道府県レッドリスト		国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ	風力発電に限る	道	考慮対象事項	○	－	－	調整	－	－
	生物多様性保全上重要な里地里山		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
			道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	知床半島サケ・カラフトマス遡上河川、知床半島山稜湿原(羅臼(ラウス)湖、ニツ池、知床沼高山湿原	国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	生物多様性の観点から重要度の高い海域		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
			道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	自然再生の対象となる区域		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
			道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	指定希少野生動植物種	指定希少野生動植物種について、専門家や関係部局等から聴取	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	特定植物群落	羅臼岳高山植物群落、知床岬周辺自然植生、海別岳高山植生	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	植生自然度8・9の地域		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	巨樹・巨木林		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	ジオパーク		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	長距離自然歩道		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	景観計画区域		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	景観重要建造物		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	景観重要樹木		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	身近な自然地域		道	考慮対象事項	○	－	－	－	－	－
	記念保護樹木	千年の水松、誠諦寺のシダレカラムツ	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	オジロワシ営巣地（多くは周年生息）	EADASセンシティブティマップ、EADAS重要種の分布図、生息適地地図（道北地域のみ）（藪原ら2022）	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	○	調整	調整	調整	調整	調整
	オジロワシ・オオワシ（非繁殖期）	EADASセンシティブティマップ、EADAS重要種の分布図	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	○	調整	調整	調整	調整	調整
	チュウヒ営巣地	EADASセンシティブティマップ、EADAS重要種の分布図	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	×	－	－	－	－	－
	クマタカ営巣地	EADASセンシティブティマップ、EADAS重要種の分布図、クマタカ、道内での分布状況、応用生態工学会、札幌/北海道猛禽研究会	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	○	調整	調整	調整	調整	調整
	タンチョウ生息地（繁殖地および越冬地）	EADASセンシティブティマップ、EADAS重要種の分布図、潜在生息適地地図(Kobayashietal2018)	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	×	－	－	－	－	－
	イヌワシ生息地	EADASセンシティブティマップ、EADAS重要種の分布図	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	×	－	－	－	－	－
	シマフクロウ営巣地（周年生息）	潜在生息適地地図（吉井ほか2017）	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	○	調整	調整	調整	調整	調整
	イトウ生息地	資料なし	道	とくに考慮すべき希少種生息地への配慮	○	－	－	－	－	－
土地の安定性等に係る情報	砂防指定地		国	考慮が必要な区域・事項	○	調整	保全	保全	調整	調整
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	保全	保全	調整	調整
	地すべり防止区域	ぼた山崩壊防止区域含む	国	考慮が必要な区域・事項	○	調整	保全	保全	調整	調整
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	保全	保全	調整	調整
	急傾斜地崩壊危険区域		国	考慮が必要な区域・事項	○	調整	保全	保全	保全	保全
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	保全	保全	保全	保全
	土砂災害特別警戒区域		国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	保全	保全	保全	保全
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	保全	保全	保全	保全
	土砂災害警戒区域		国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	災害危険区域		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	保安林	国有林	国	考慮が必要な区域・事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
		民有林（道有林、町有林、私有林）	国	考慮が必要な区域・事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	保安林予定森林等		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	地域森林計画対象森林		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	調整	調整	調整	調整
	河川区域		国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	山地災害危険地区（土砂災害危険箇所）	崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、なだれ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土石流危険区域等）	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
			道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	河川保全区域		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	河川予定地		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	道路区域		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	漁港区域		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	大規模盛土造成地				×	－	－	－	－	－
	浸水想定区域（洪水、津波）	浸水深1.0m以上			○	調整	調整	調整	調整	調整

表 4.2 羅臼町エリア設定の条件（3/3）

区分	要素	エリア詳細	基準	配慮内容	該当	太陽光		風力	中小水力	地熱
						小規模	中・大規模	小規模		
土地の利用方法 等に係る情報	要措置区域		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	市街化調整区域		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	農業地域（農業振興地域）	農用地区域内農地（青地）	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	保全	保全	保全	保全	保全
		農用地区域外（白地）甲種農地（市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地）	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
		農用地区域外（白地）第1種農地（良好な営農条件を備えている農地）	道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	海岸保全区域		道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	○	調整	調整	調整	調整	調整
	温泉（準）保護地域	地熱発電に限る	道	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	×	－	－	－	－	－
	特別緑地保全地区		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
			道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	風致地区		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
			道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	保全対象施設	学校、病院、福祉施設、住宅地等	道	考慮対象事項	○	促進	調整	調整	調整	調整
	公園		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	下水道		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	形質変更時要届出区域		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	廃棄物が地下にある土地に係る指定区域		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	漁業許可		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	漁業権	共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権	道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	増殖河川		道	考慮対象事項	○	調整	調整	調整	調整	調整
	一般公共海岸区域		道	考慮対象事項	×	－	－	－	－	－
	歴史的風土特別保存地区		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	近郊緑地特別保全地区		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	優良農地		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	港湾区域		国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	航空施設	制限表面、航空路監視レーダー、航空保安無線施設等電波を発射する施設	国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	気象レーダー	レーダー範囲	国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
	防衛施設	自衛隊施設（陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地羅臼分室周辺地域）	国	市町村が考慮すべき事項	○	調整	調整	保全	調整	調整
		在日米軍施設・区域	国	市町村が考慮すべき事項	×	－	－	－	－	－
事業性に係る 情報	最大傾斜角	20度未満			○	事業可能性	事業可能性	事業可能性	事業可能性	事業可能性
	地上開度	地上開度75度以上			○	－	－	事業可能性	－	－
	標高	標高1,200m未満			○	事業可能性	事業可能性	事業可能性	事業可能性	事業可能性
	太陽光（建物系）ポテンシャル	REPOSで太陽光（建物系）のポテンシャルが確認される区域			○	促進	事業可能性	－	－	－
	太陽光（土地系）ポテンシャル	REPOSで太陽光（土地系）のポテンシャルが確認される区域			○	事業可能性	事業可能性	－	－	－
	小型陸上風力ポテンシャル	NEDO局所風況マップで年平均風速5.0m/s以上が確認される区域			○	－	－	事業可能性	－	－
	中小水力ポテンシャル	REPOSで中小水力（河川）のポテンシャルが確認される区域			○	－	－	－	事業可能性	－
	地熱ポテンシャル	北海道地熱資源量図でバイナリーの資源量が300kW/k㎡以上と表現されている区域			○	－	－	－	－	事業可能性
		北海道地熱資源量図で蒸気フラッシュの資源量が1,800kW/k㎡以上と表現されている区域			○	－	－	－	－	事業可能性
	町有未利用地	太陽光発電（中・大規模）の導入に活用が可能な未利用地			○	－	事業可能性	－	－	－
		地熱発電の導入に活用が可能な未利用地			○	－	－	－	－	事業可能性

※基準列の凡例は、国：国が定める環境保全に係る基準、道：北海道環境配慮基準を指しています

4.4 羅臼町ゾーニングマップ

表 4.3 羅臼町エリア設定の条件に基づき、基礎情報レイヤーを重ね合わせ作成したゾーニングマップを図 4.2 ～図 4.32 に示します。なお、レイヤー重ね合わせ時の条件優先順位は、保全>促進>事業可能性>調整と設定しています。各再生可能エネルギーに対し、マップは図 4.1 の通り全域図、拡大図 1、拡大図 2、拡大図 3、拡大図 4 の 5 枚を作成しています。

4.4.1 太陽光発電（小規模）

太陽光発電（小規模）のゾーニングマップを図 4.2～図 4.6 に示します。具体的に設定した促進エリア・事業可能性エリアは表 4.3 の通りです。なお、太陽光発電（小規模）の促進エリアは建物系太陽光発電にのみ適応され、土地系太陽光発電には適応されないことに十分留意が必要です。また、促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず町内で再エネ事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うほか、表 4.3 に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じることとします。

表 4.3 太陽光発電（小規模）ゾーニングマップについて

項目	具体的な内容
対象	・ 建物系：10kW 未満のもの、土地系：50kW 未満のもの
促進エリア	・ 町内全域の既存建物の屋根上（土地系は対象外）
事業可能性エリア	・ 環境省 REPOS で太陽光発電（土地系）のポテンシャルが確認されるエリア
留意事項	・ 促進エリアの設定は、既存建物の屋根上のみに適用（土地系は対象外） ・ 羅臼町環境配慮事項を遵守すること ・ 以下に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じること ➤ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省） ➤ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

4.4.2 太陽光発電（中・大規模）

太陽光発電（中・大規模）のゾーニングマップを図4.7～図4.11に示します。具体的に設定した促進エリア・事業可能性エリアは表4.4の通りです。また、促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず町内で再エネ事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うほか、表4.4に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じることとします。

表 4.4 太陽光発電（中・大規模）ゾーニングマップについて

項目	具体的な内容
対象	・ 建物系：10kW以上のもの、土地系：50kW以上のもの
促進エリア	・ 道の駅知床らうす、羅臼町役場、羅臼漁港、羅臼小学校
事業可能性エリア	・ 湯の沢浄水場、栄町公営住宅跡地、羅臼町立知床未来中学校、羅臼町民体育館、知円別小学校跡、総合運動公園、郷土資料館、羅臼町給食センター、羅臼町民温水プール、春松小学校 ・ 環境省 REPOSで太陽光発電（土地系）のポテンシャルが確認されるエリア
留意事項	・ 羅臼町環境配慮事項を遵守すること ・ 以下に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じること ➤ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省） ➤ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）

4.4.3 風力発電（小規模）

風力発電（小規模）のゾーニングマップを図4.12～図4.16に示します。具体的に設定した事業可能性エリアは表4.5の通りです。また、促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず町内で再エネ事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うほか、表4.5に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じることとします。

表 4.5 風力発電（小規模）ゾーニングマップについて

項目	具体的な内容
対象	・ 10kW程度のもの
促進エリア	・ 設定しない
事業可能性エリア	・ NEDO局所風況マップで年平均風況5.0m/s以上が確認されるエリア
留意事項	・ 羅臼町環境配慮事項を遵守すること ・ 以下に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じること ➤ 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁）

4.4.4 中小水力発電（小規模）

中小水力発電（小規模）のゾーニングマップを図 4.17～図 4.21 に示します。具体的に設定した事業可能性エリアは表 4.6 の通りです。また、促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず町内で再エネ事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うほか、表 4.6 に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じることとします。

表 4.6 中小水力発電（小規模）ゾーニングマップについて

項目	具体的な内容
対象	・ 既設の砂防堰堤や上水道等を活用するもの
促進エリア	・ 設定しない
事業可能性エリア	・ 環境省 REPOS で中小水力（河川）のポテンシャルが確認されるエリア
留意事項	・ 羅臼町環境配慮事項を遵守すること ・ 以下に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じること ➤ 事業計画策定ガイドライン（水力発電）（資源エネルギー庁） ➤ 小水力発電設置のための手引き（国交省）

4.4.5 地熱発電（小規模）

地熱発電（小規模）のゾーニングマップを図 4.22～図 4.26 に示します。具体的に設定した事業可能性エリアは表 4.7 の通りです。事業可能性エリアは北海道地熱資源量図（環境省が作成したポテンシャルマップの計算方法に基づき作成された推計値）を参考としていますが、実際のポテンシャル把握には各種現地調査が必要となります。また、促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず町内で再エネ事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うほか、表 4.7 に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じることとします。

表 4.7 地熱発電（小規模）ゾーニングマップについて

項目	具体的な内容
対象	・ 既存の町有源泉を活用するもの
促進エリア	・ 設定しない
事業可能性エリア	・ 既存の温泉井周辺、湯の沢浄水場 ・ 北海道地熱資源量図でバイナリーの資源量が 300kW/km以上と表現されているエリア
留意事項	・ 羅臼町環境配慮事項を遵守すること ・ 以下に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じること ➤ 事業計画策定ガイドライン（地熱発電）（資源エネルギー庁） ➤ 温泉資源の保護に関するガイドライン（環境省）

4.4.6 地熱発電（中・大規模）

地熱発電（中・大規模）のゾーニングマップを図 4.27～図 4.31 に示します。具体的に設定した事業可能性エリアは表 4.8 の通りです。事業可能性エリアは北海道地熱資源量図（環境省が作成したポテンシャルマップの計算方法に基づき作成された推計値）を参考としていますが、実際のポテンシャル把握には各種現地調査が必要となります。また、促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず町内で再エネ事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うほか、表 4.8 に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じることとします。

表 4.8 地熱発電（中・大規模）ゾーニングマップについて

項目	具体的な内容
対象	・ 新規掘削による生産井を活用するもの
促進エリア	・ 設定しない
事業可能性エリア	・ 湯の沢浄水場、知円別小学校跡地、総合運動公園、郷土資料館 ・ 北海道地熱資源量図でバイナリーの資源量が 1,800W/k㎡以上と表現されているエリア
留意事項	・ 羅臼町環境配慮事項を遵守すること ・ 以下に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じること ➢ 事業計画策定ガイドライン（地熱発電）（資源エネルギー庁） ➢ 温泉資源の保護に関するガイドライン（環境省）

4.4.7 再エネ熱利用

再エネ熱利用のゾーニングマップを図 4.32 に示します。具体的に設定した事業可能性エリアは表 4.9 の通りです。なお、再エネ熱利用のゾーニングマップの対象とする範囲は、既存の温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備・利用を検討しているエリアです。また、促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず町内で再エネ熱利用事業を検討する際には、後述の「羅臼町環境配慮事項」を遵守し事業計画を行うほか、表 4.9 に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じることとします。

表 4.9 再エネ熱利用ゾーニングマップについて

項目	具体的な内容
対象	・ 既存の温泉水送水管を活用するもの
促進エリア	・ 既存温泉水送水管の周辺 ・ 今後温泉水送水管の整備・利用を検討しているエリア
事業可能性エリア	・ 設定しない
留意事項	・ 羅臼町環境配慮事項を遵守すること ・ 以下に示すガイドラインを例として、最新のガイドラインに基づき適切な手続き・措置を講じること ➢ 温泉資源の保護に関するガイドライン（環境省）

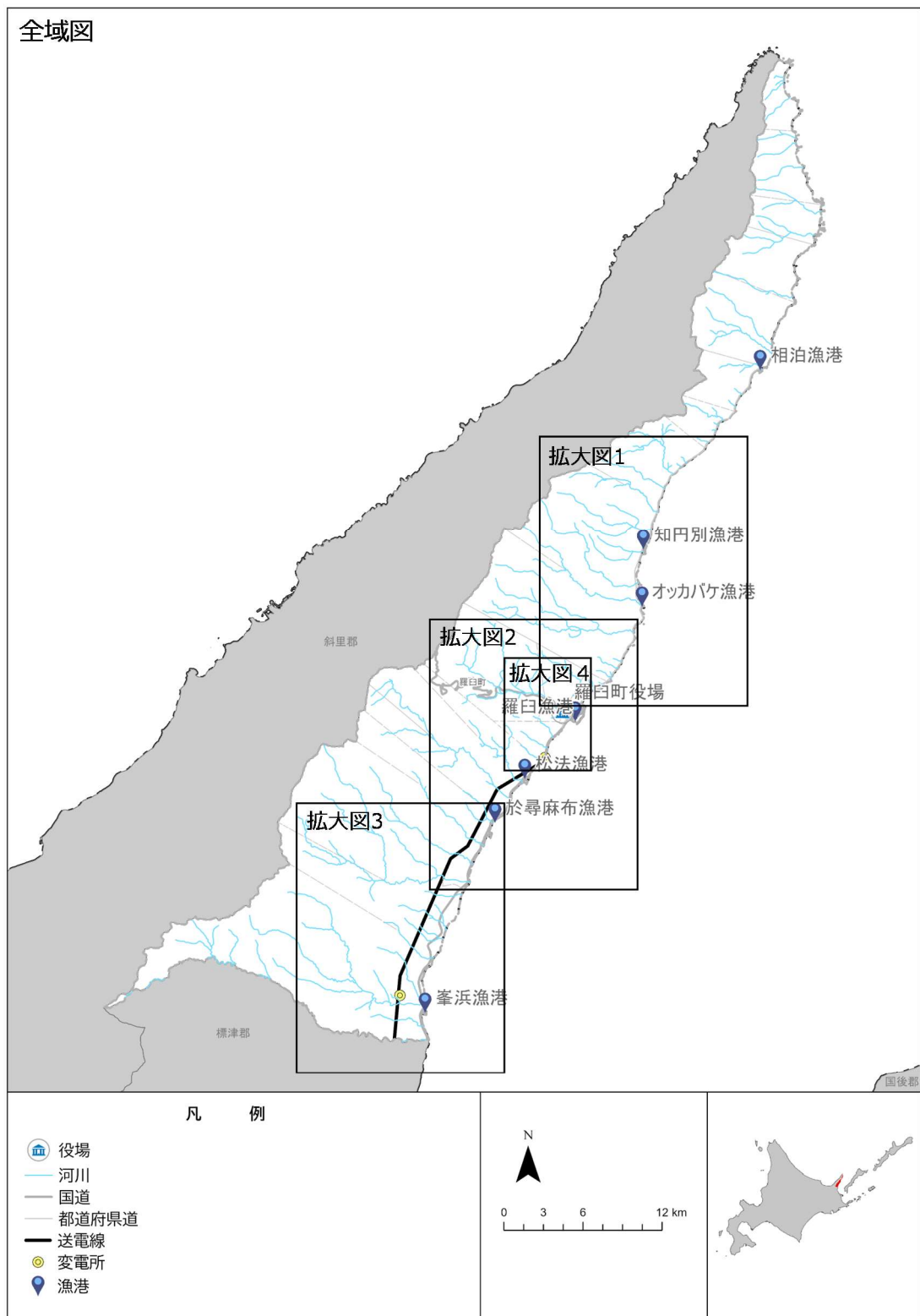


図 4.1 ゾーニングマップ 全域図・拡大図の位置

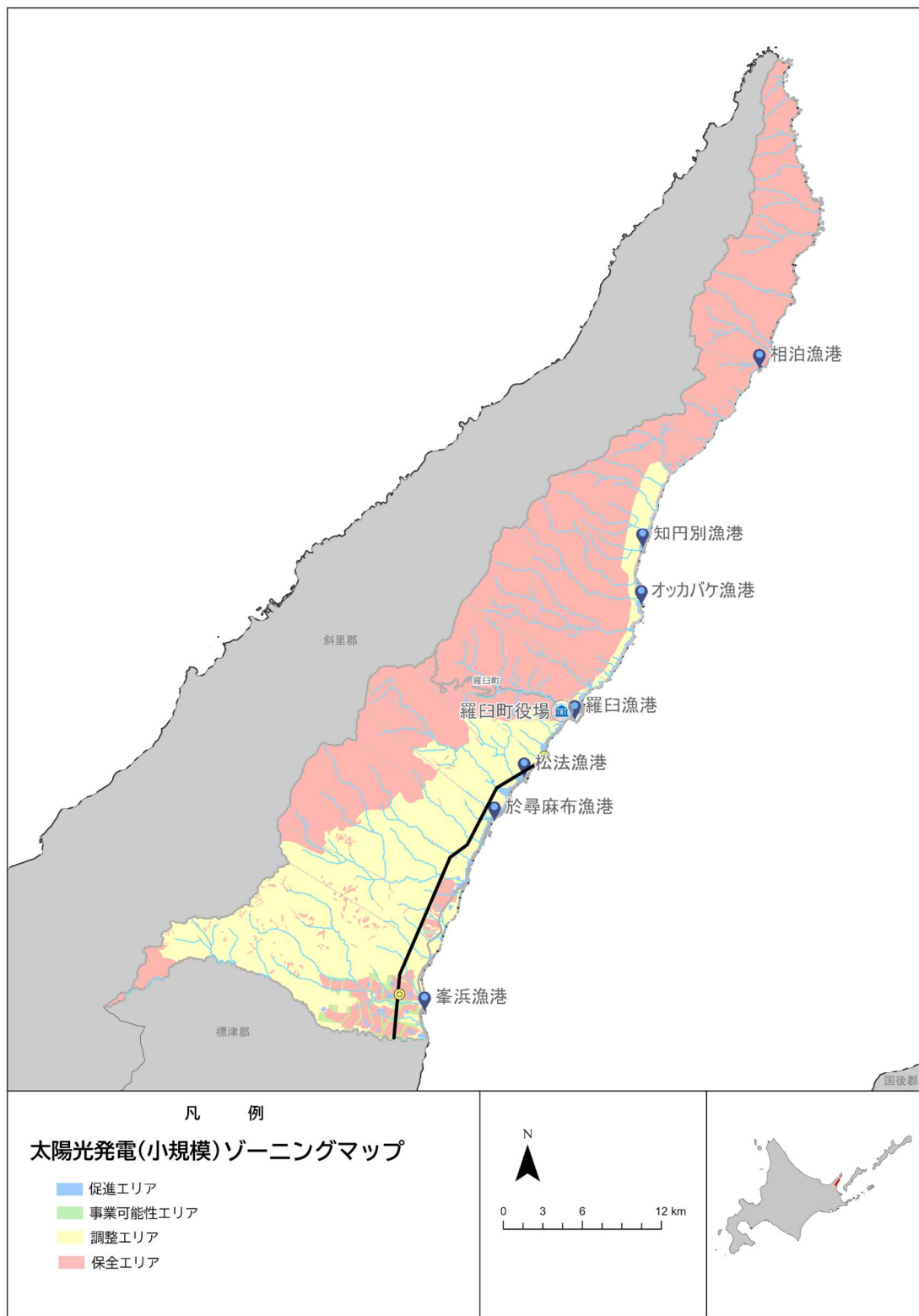


図 4.2 太陽光発電（小規模）ゾーニングマップ 全域図

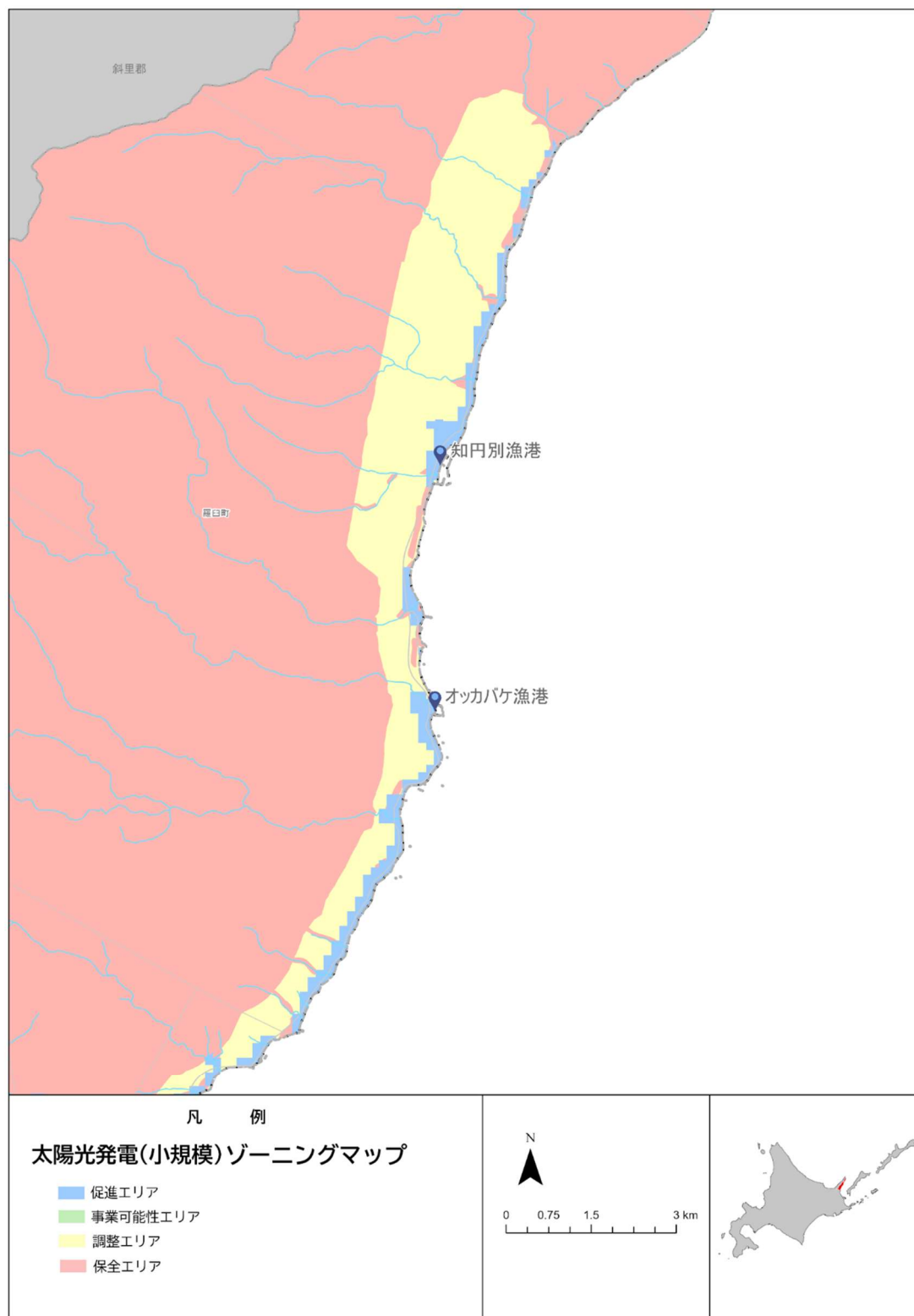


図 4.3 太陽光発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 1



図 4.4 太陽光発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 2

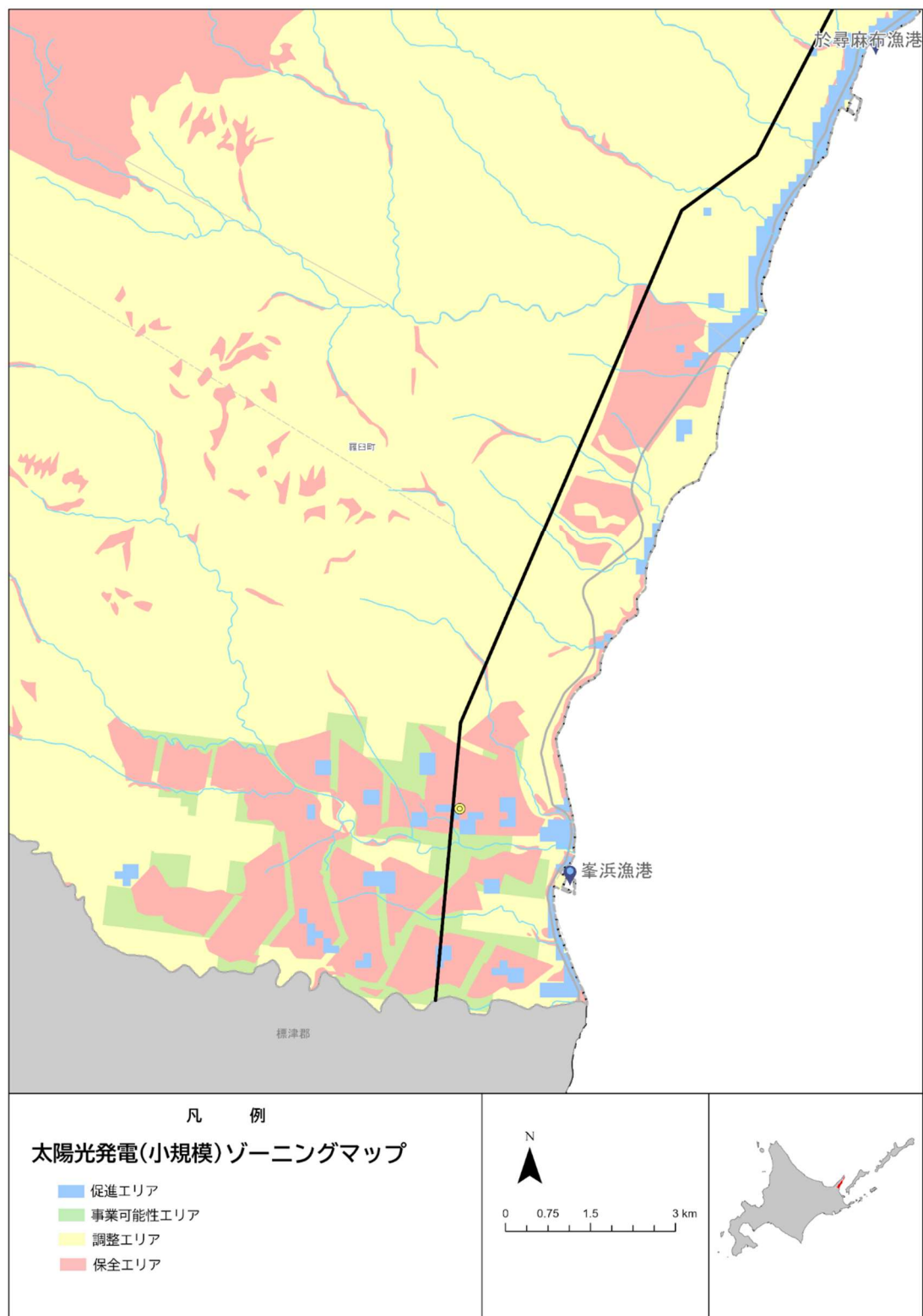


図 4.5 太陽光発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 3

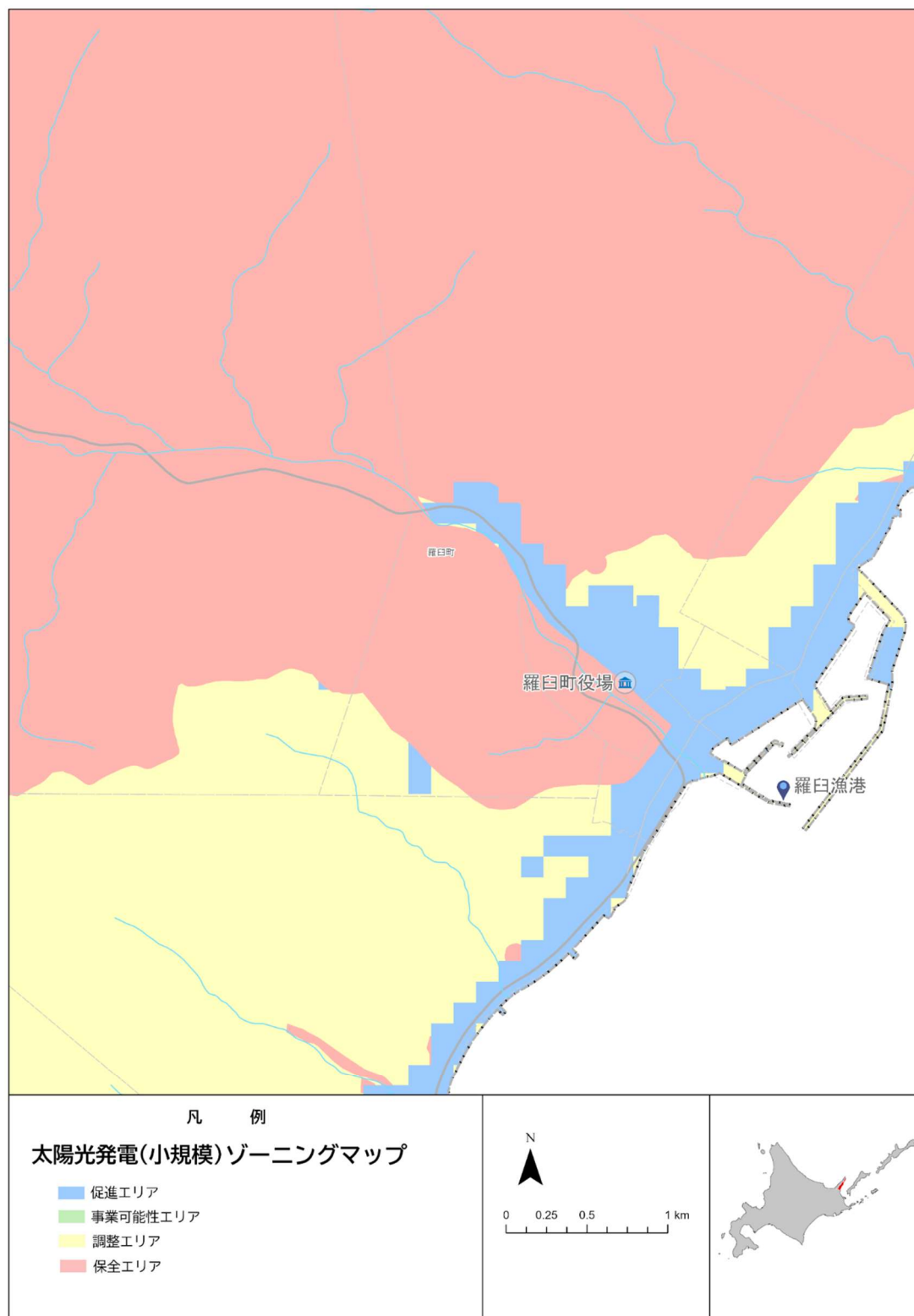


図 4.6 太陽光発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 4

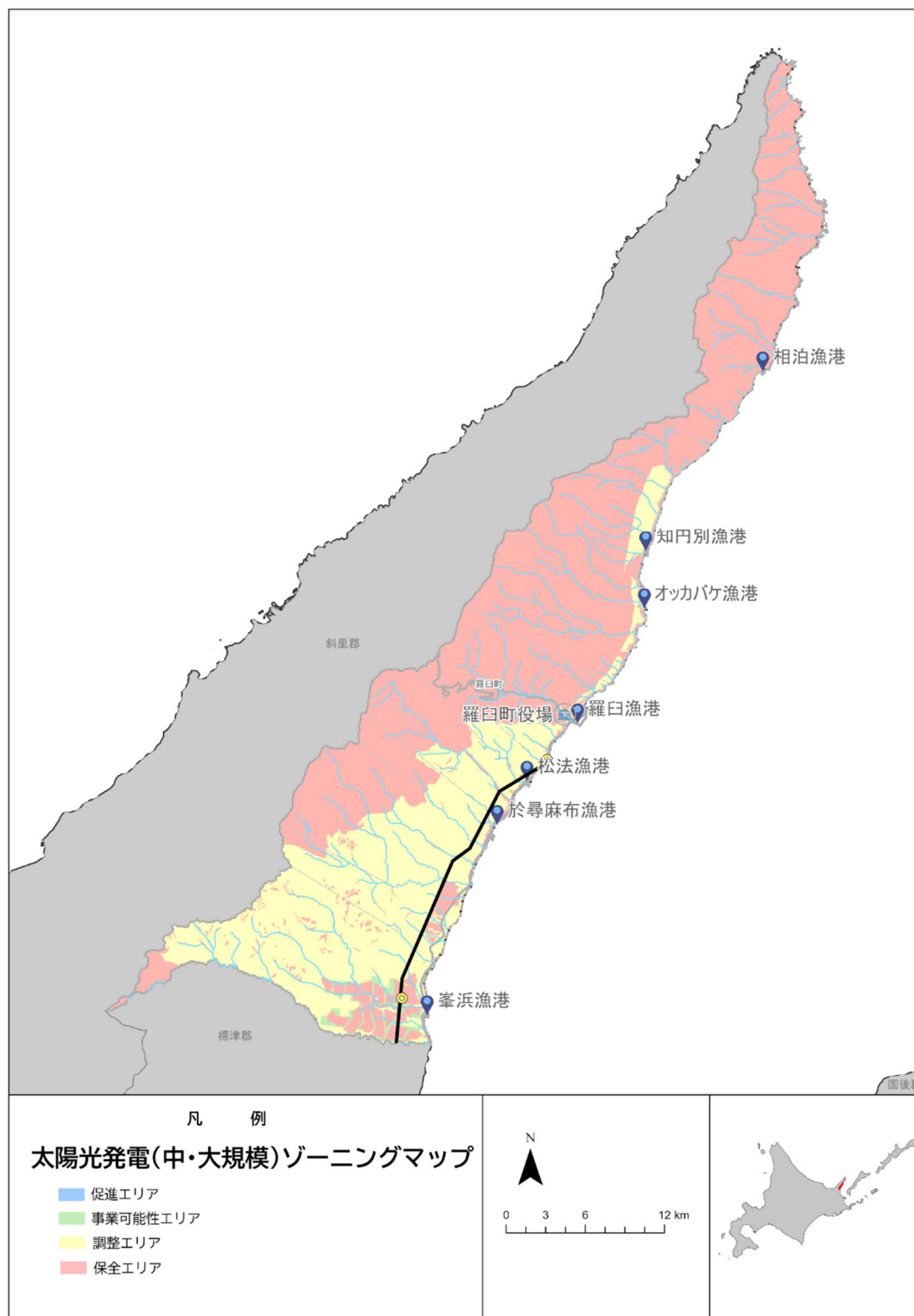


図 4.7 太陽光発電（中・大規模）ゾーニングマップ 全域図

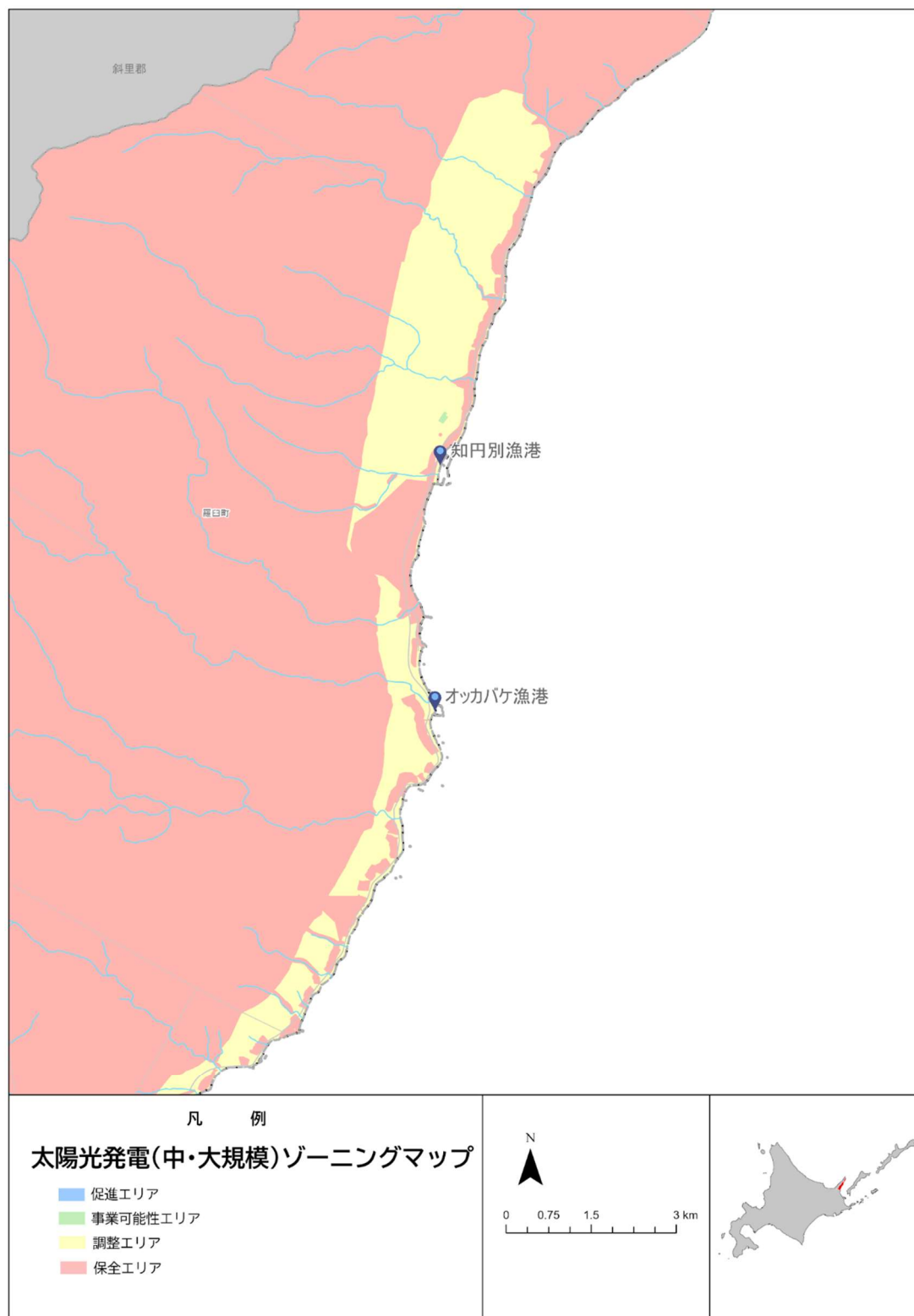


図 4.8 太陽光発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 1



図 4.9 太陽光発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 2

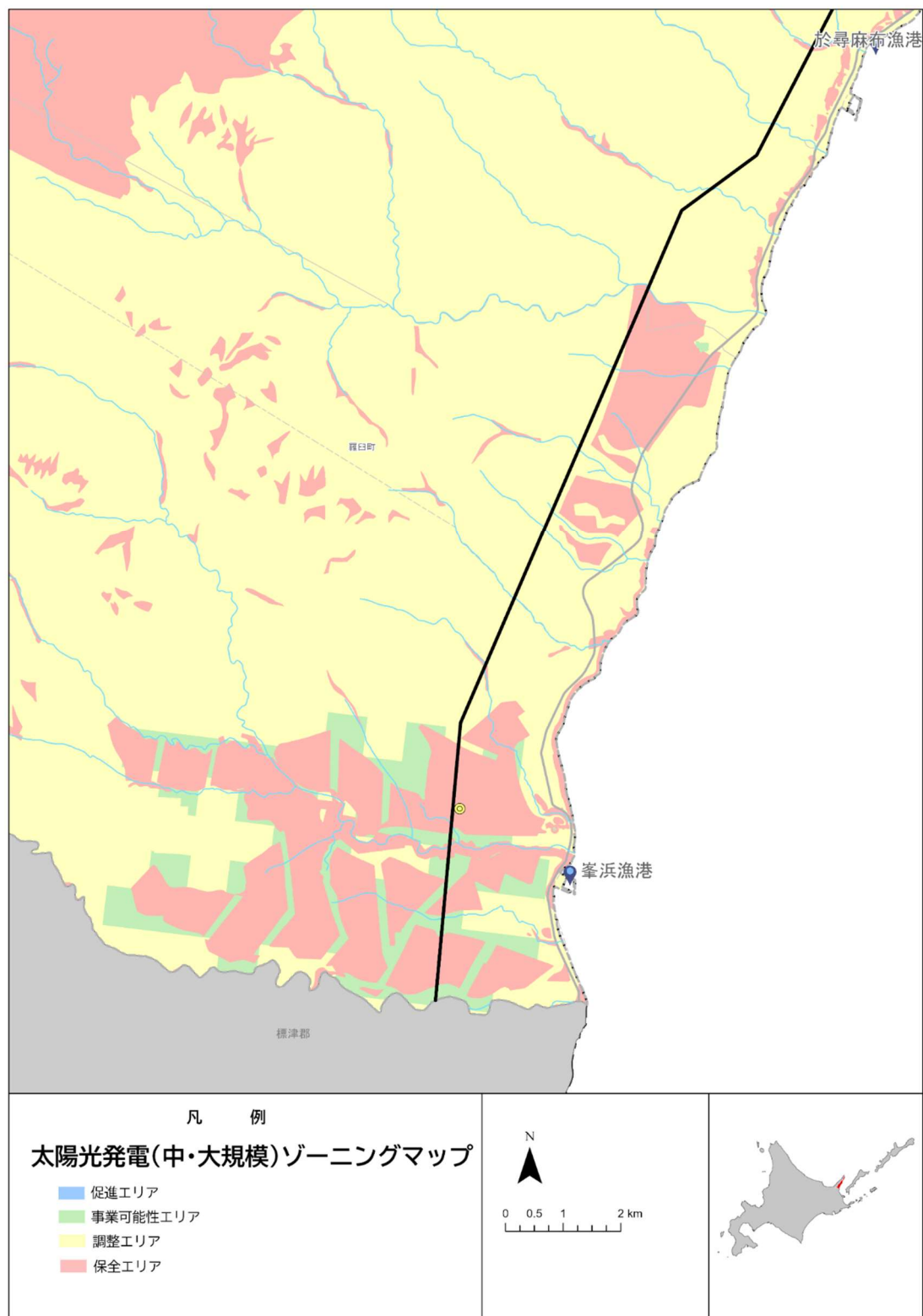


図 4.10 太陽光発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 3

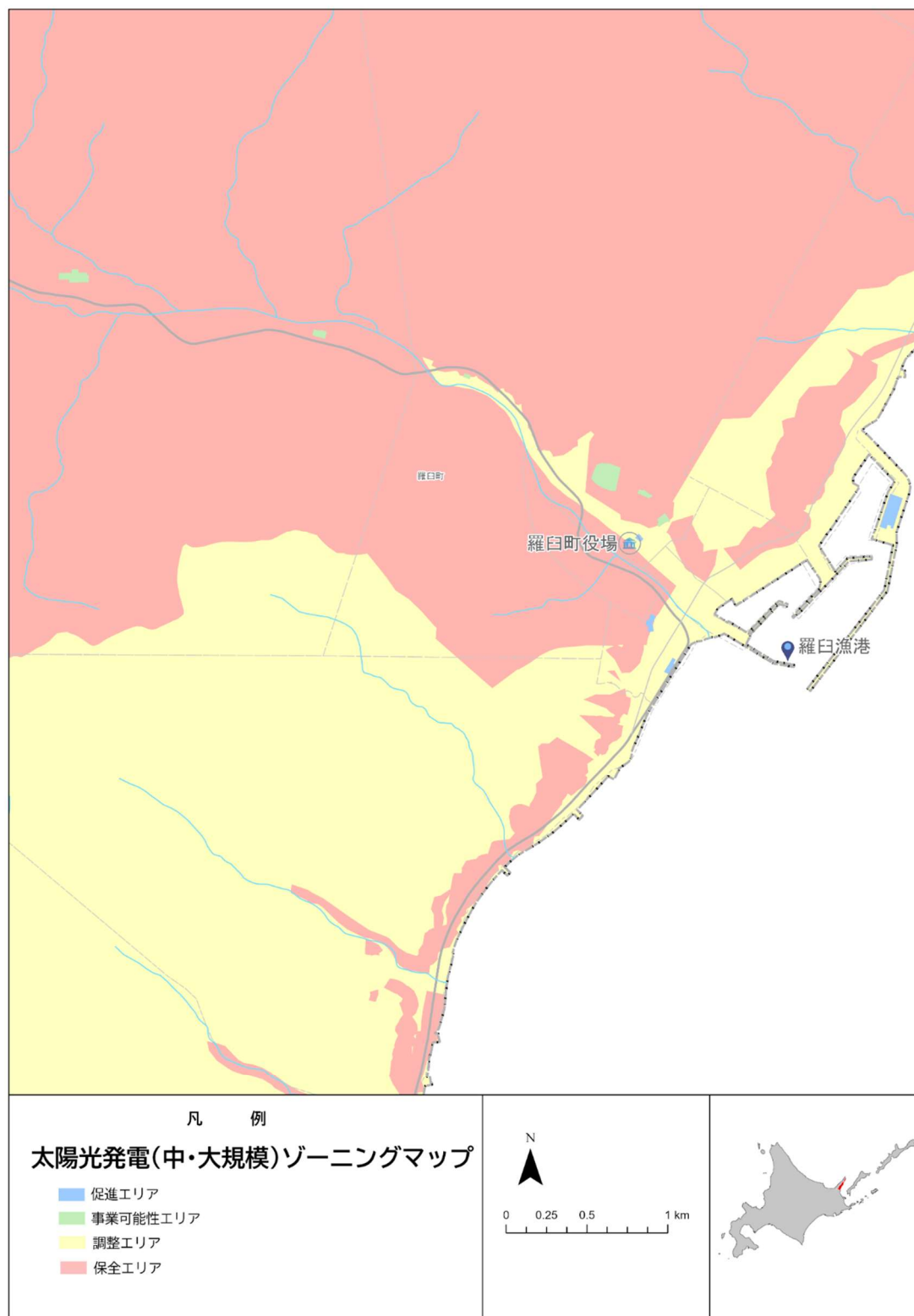


図 4.11 太陽光発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 4

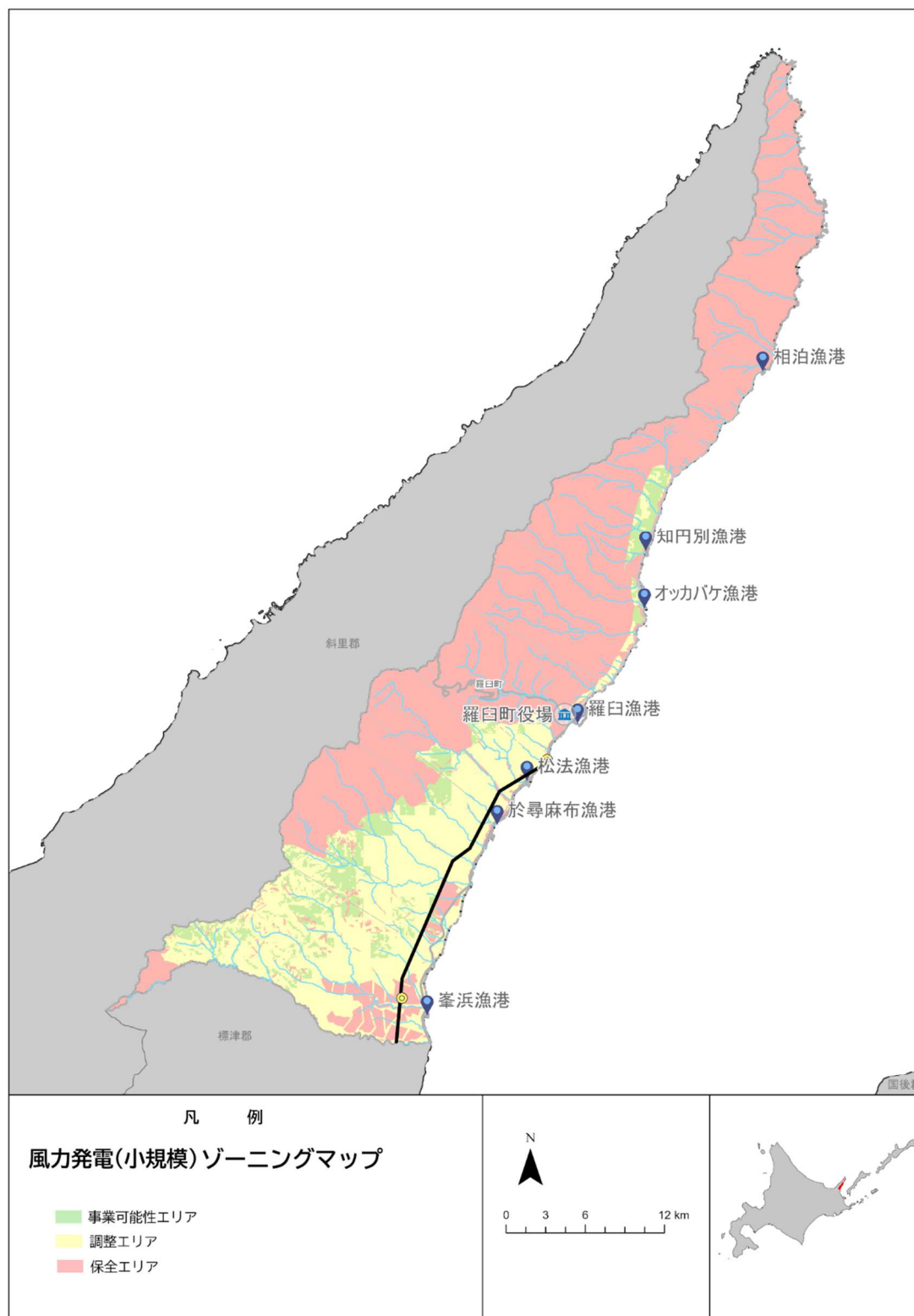


図 4.12 風力発電（小規模）ゾーニングマップ 全域図

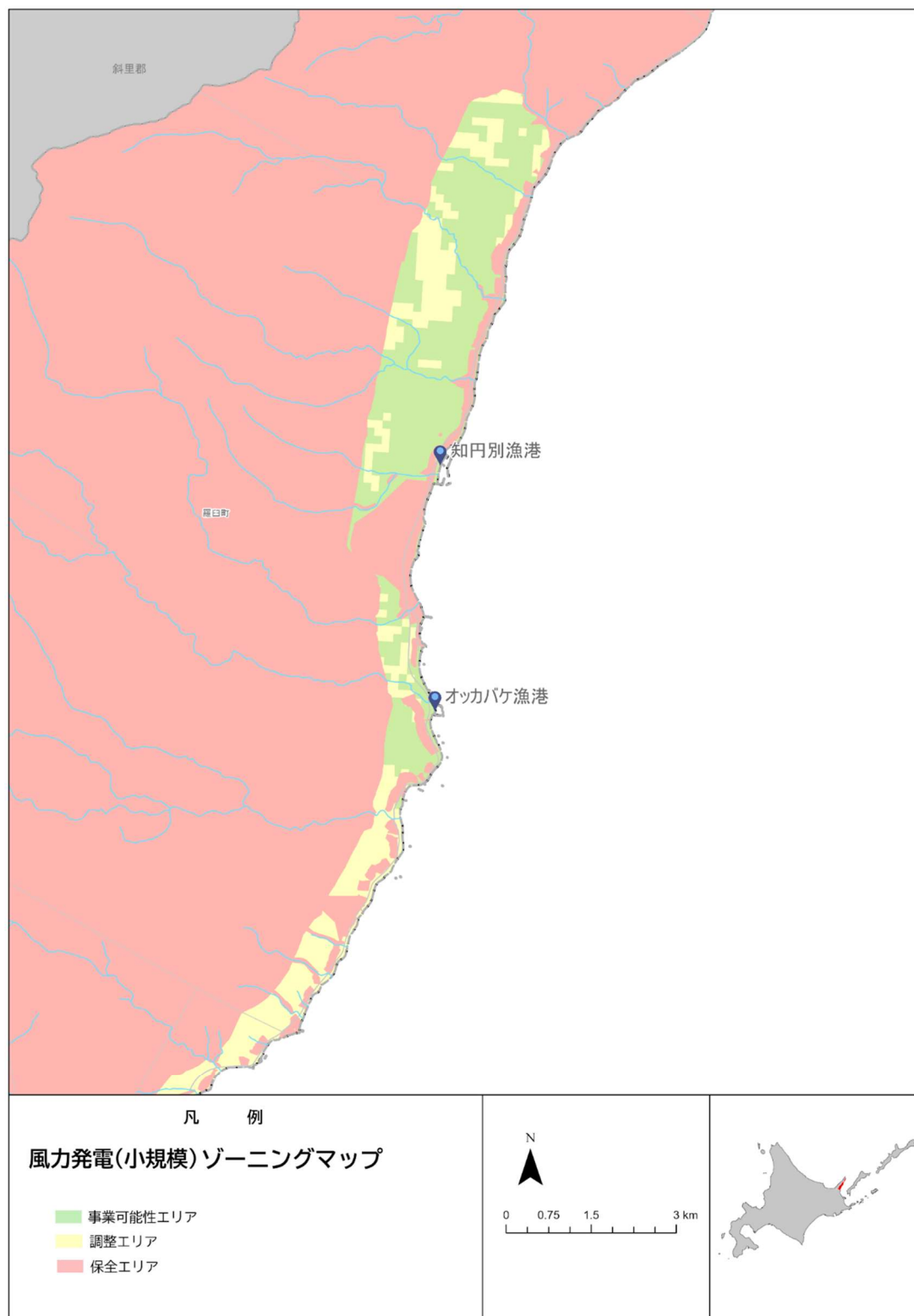


図 4.13 風力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 1



図 4.14 風力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 2

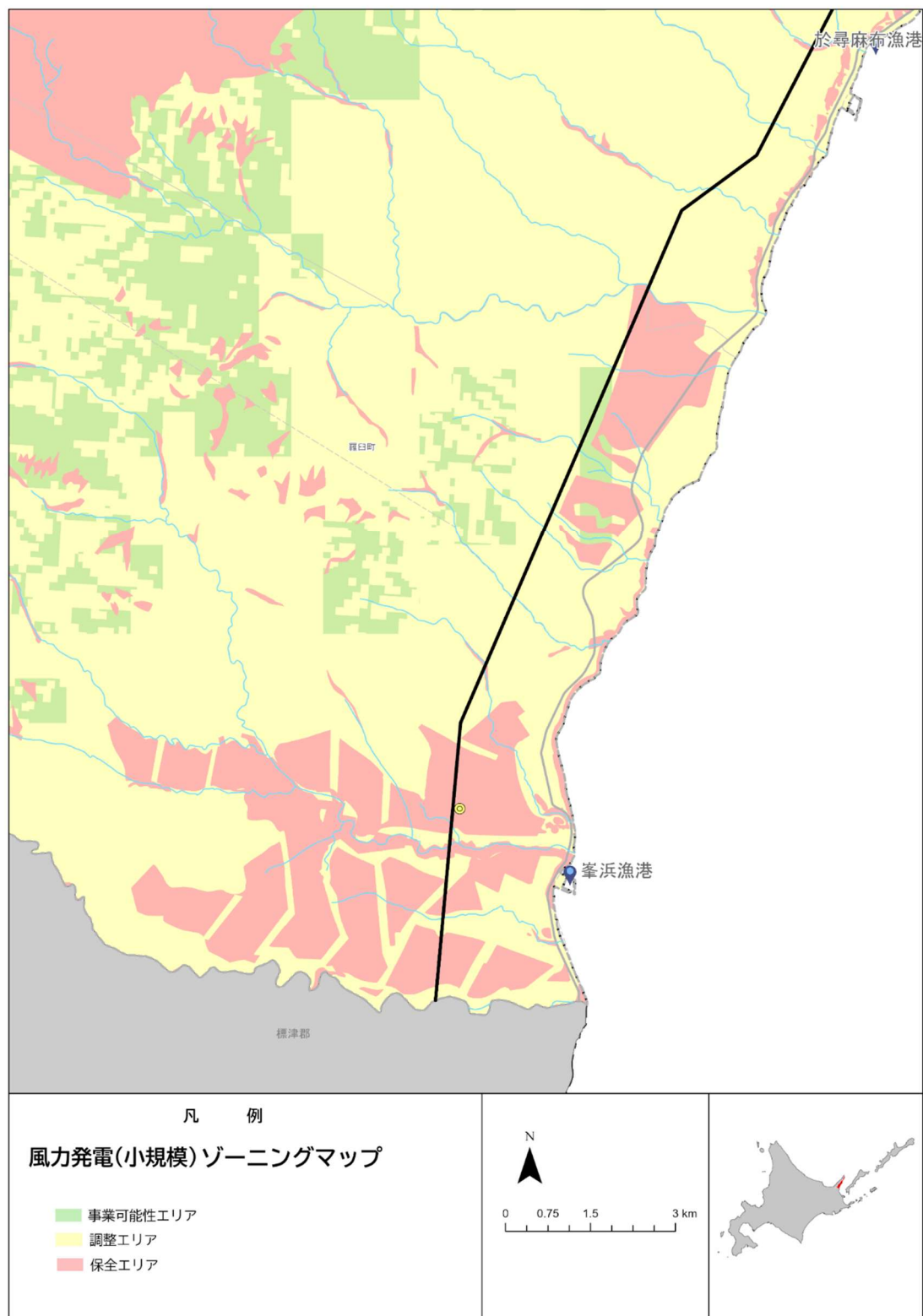


図 4.15 風力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 3

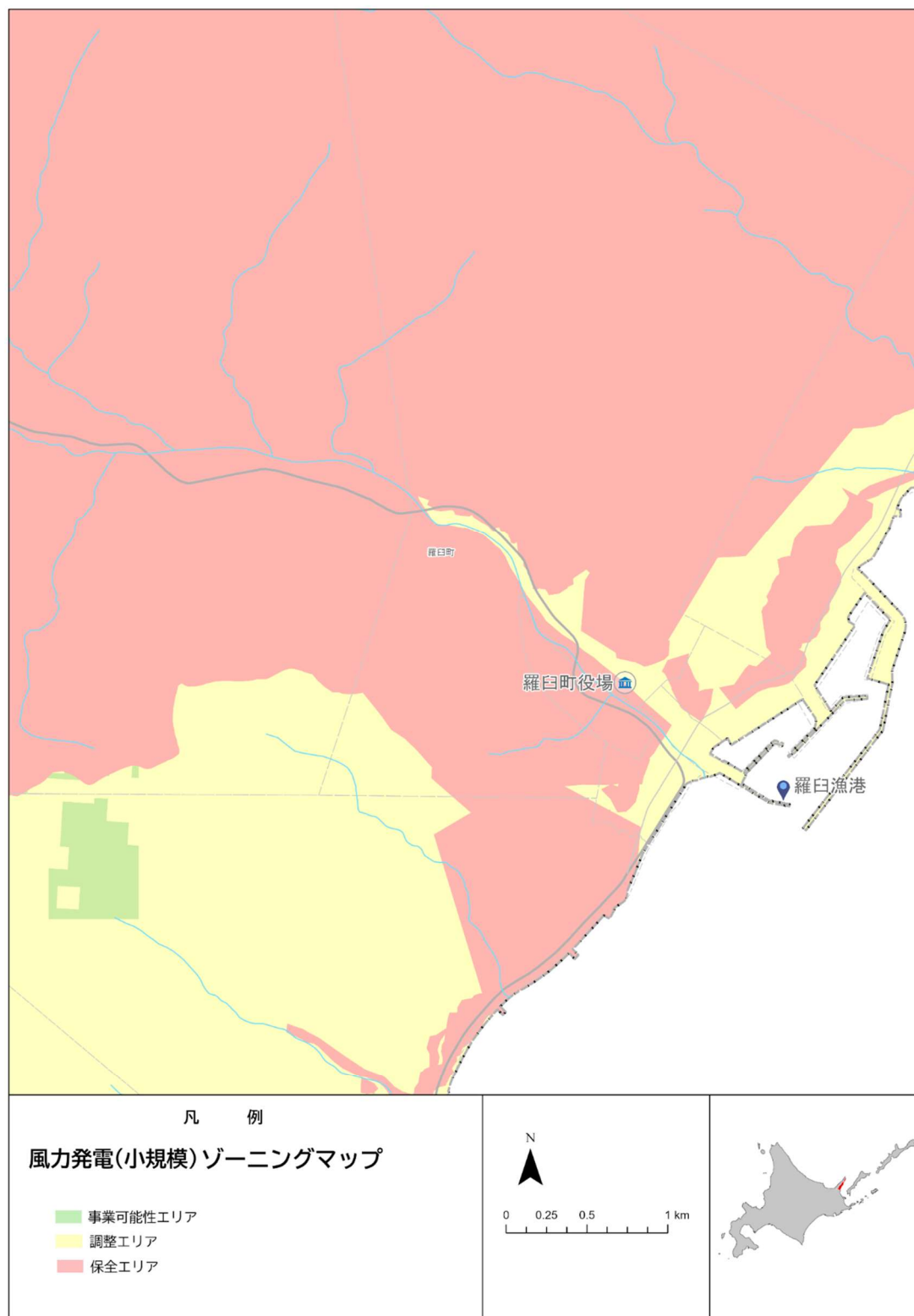


図 4.16 風力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 4

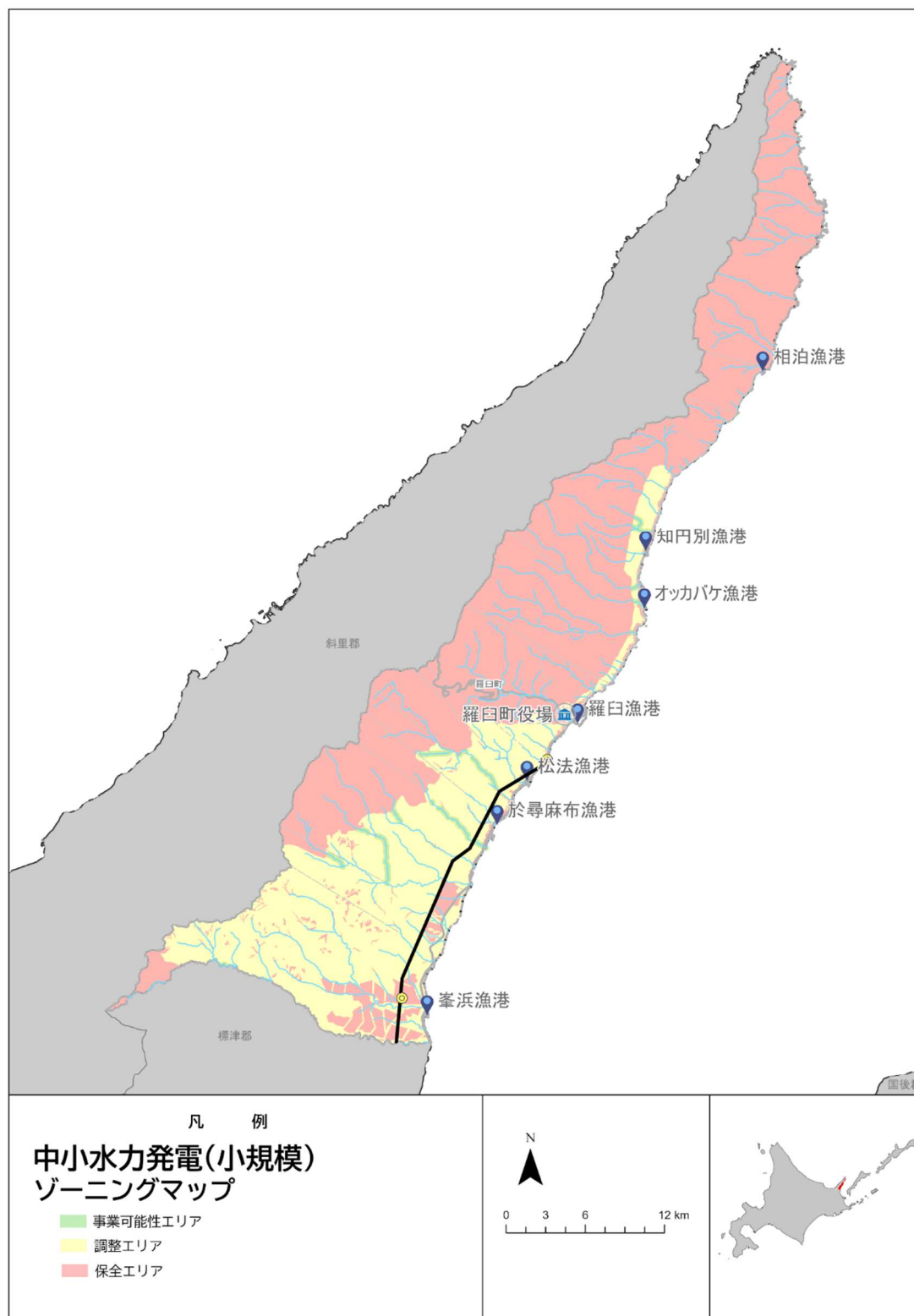


図 4.17 中小水力発電（小規模）ゾーニングマップ 全域図

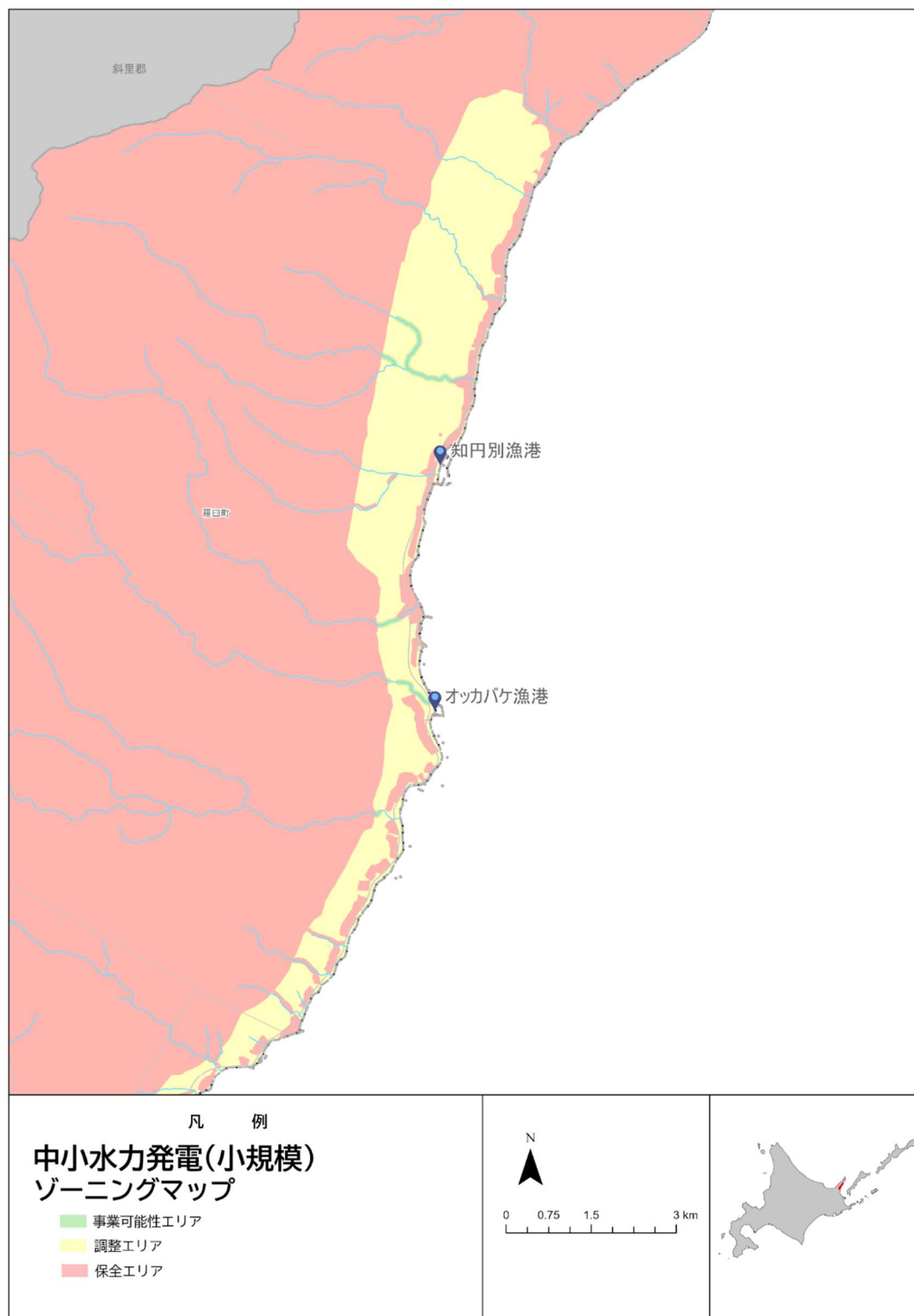


図 4.18 中小水力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 1



図 4.19 中小水力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 2

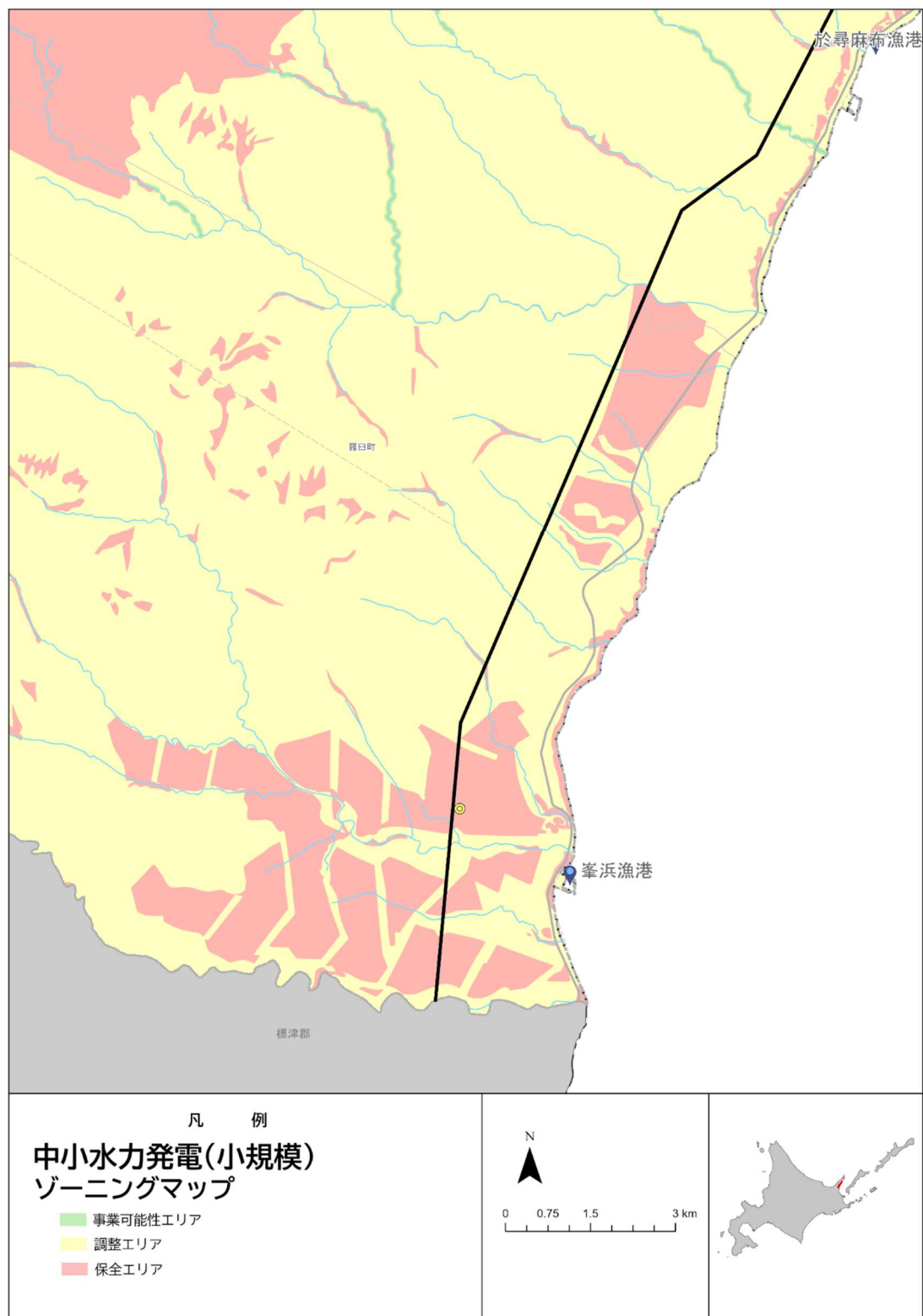


図 4.20 中小水力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 3

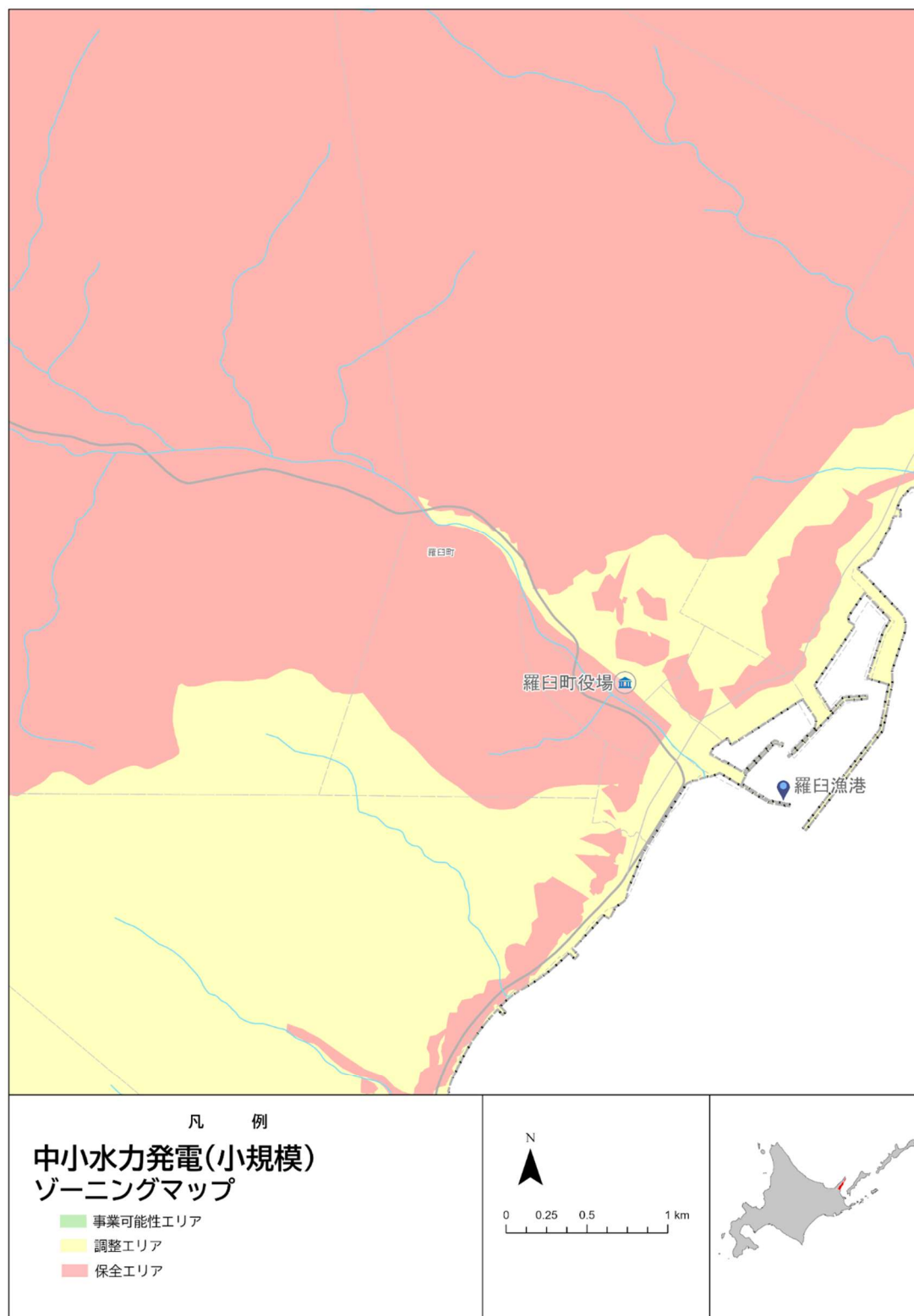


図 4.21 中小水力発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 4

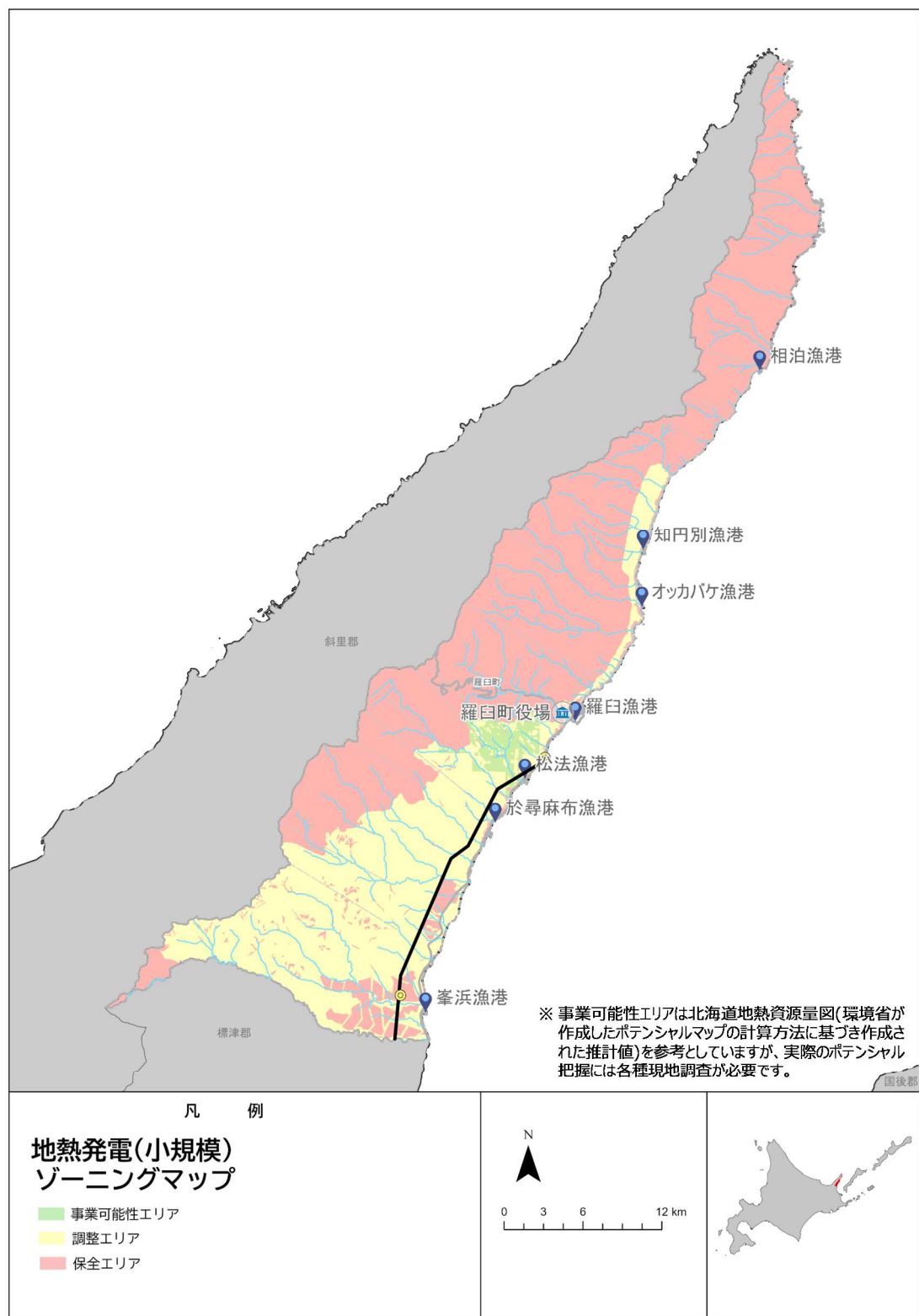


図 4.22 地熱発電（小規模）ゾーニングマップ 全域図

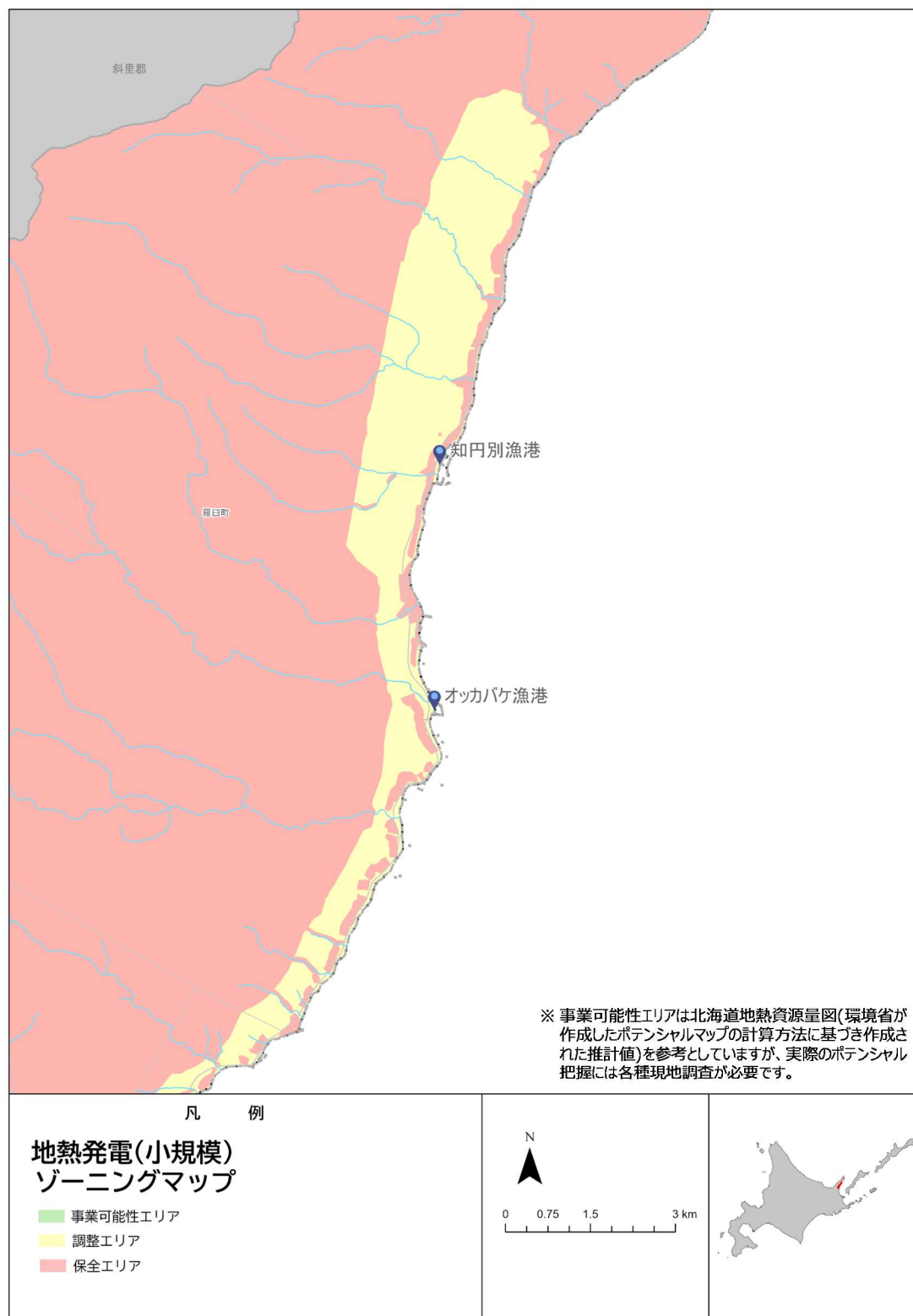


図 4.23 地熱発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 1

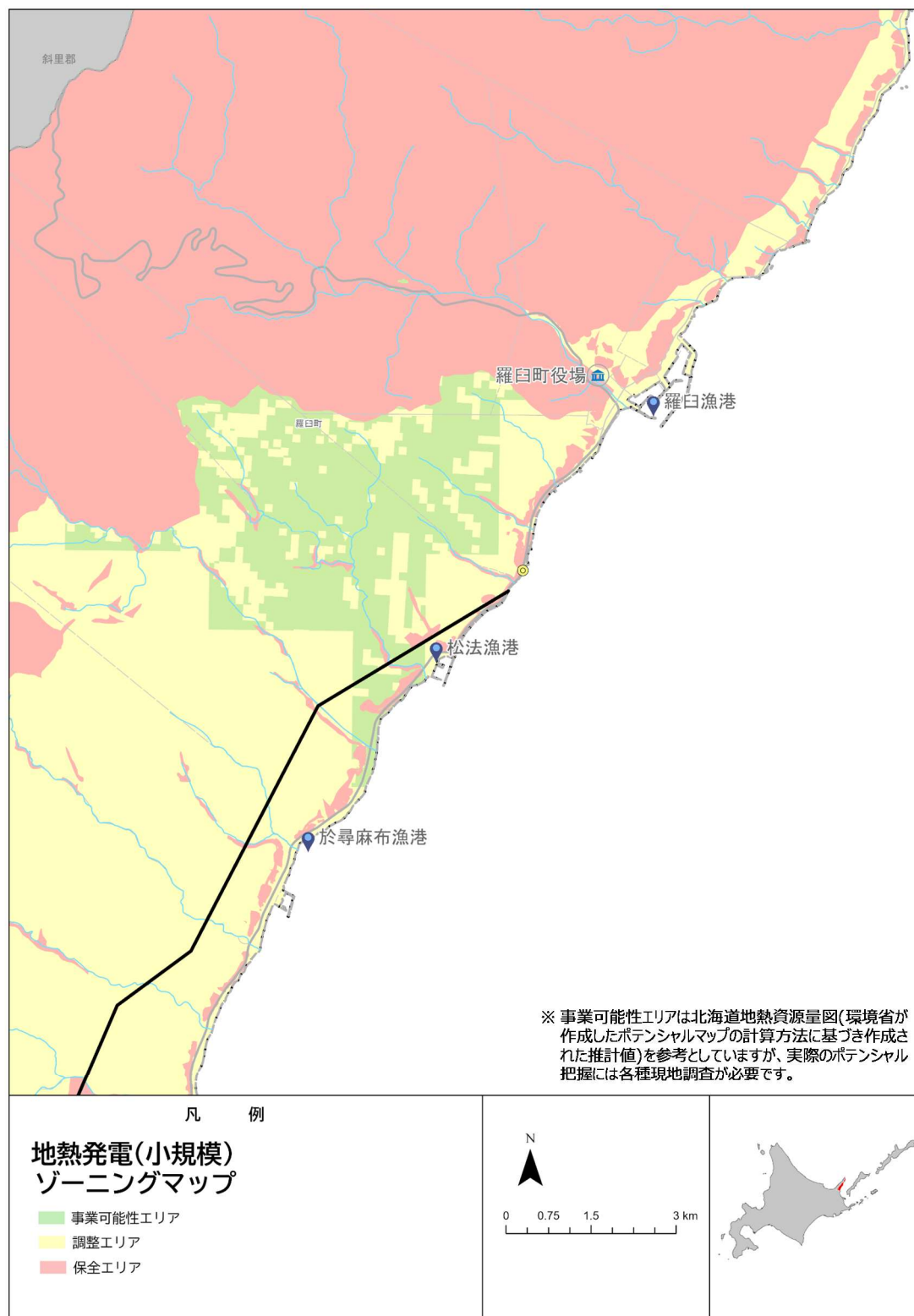


図 4.24 地熱発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 2

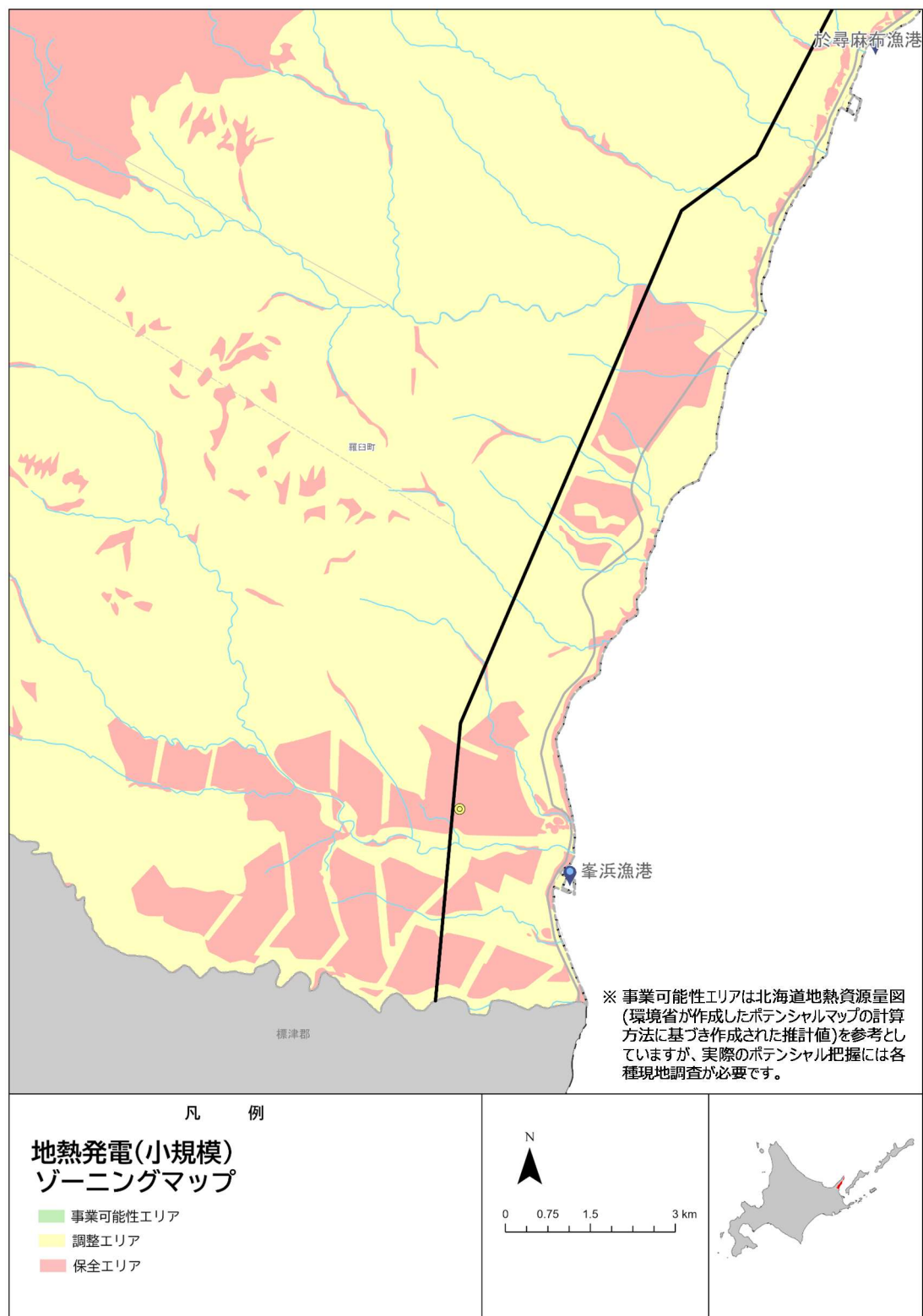


図 4.25 地熱発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 3

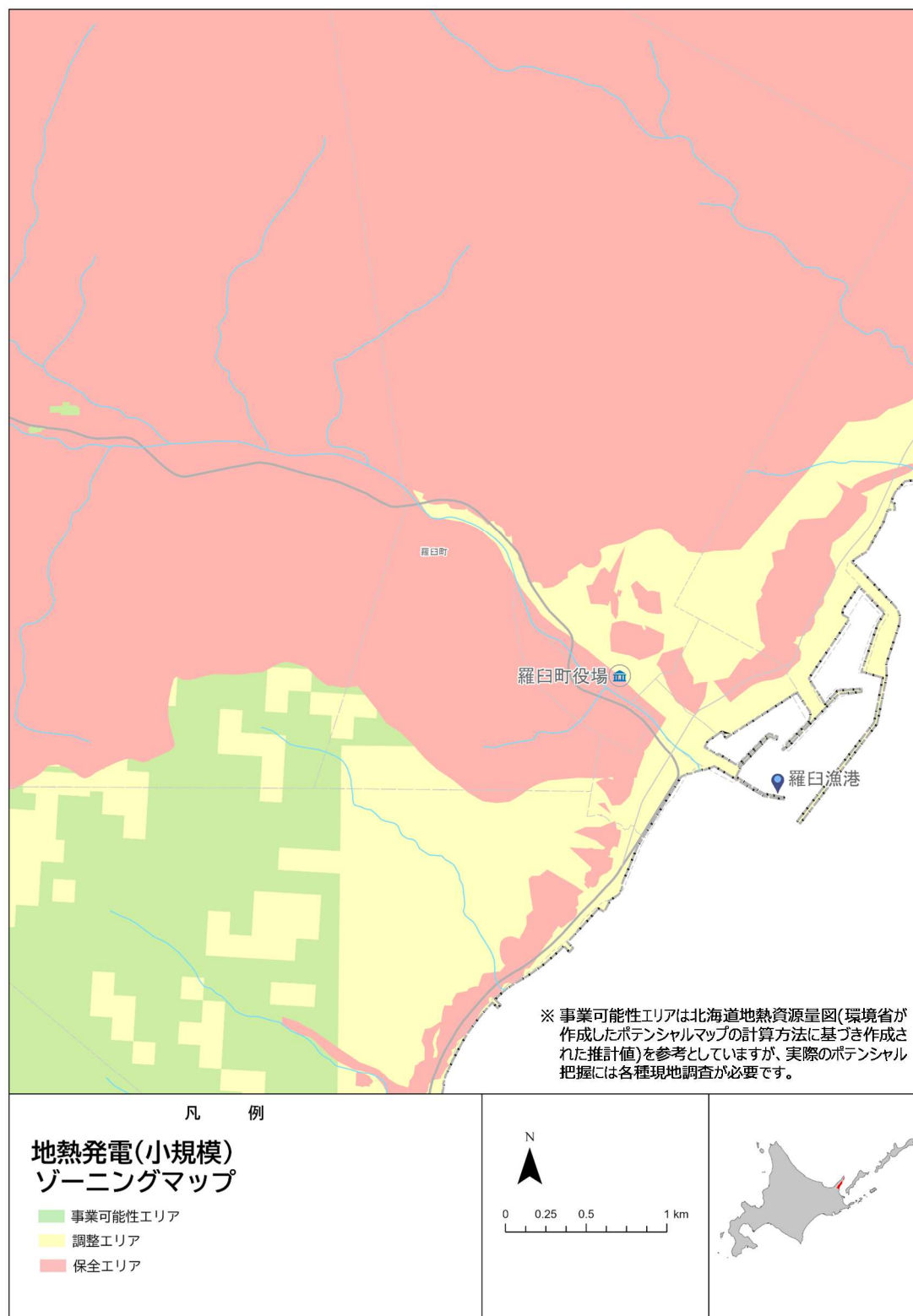


図 4.26 地熱発電（小規模）ゾーニングマップ 拡大図 4

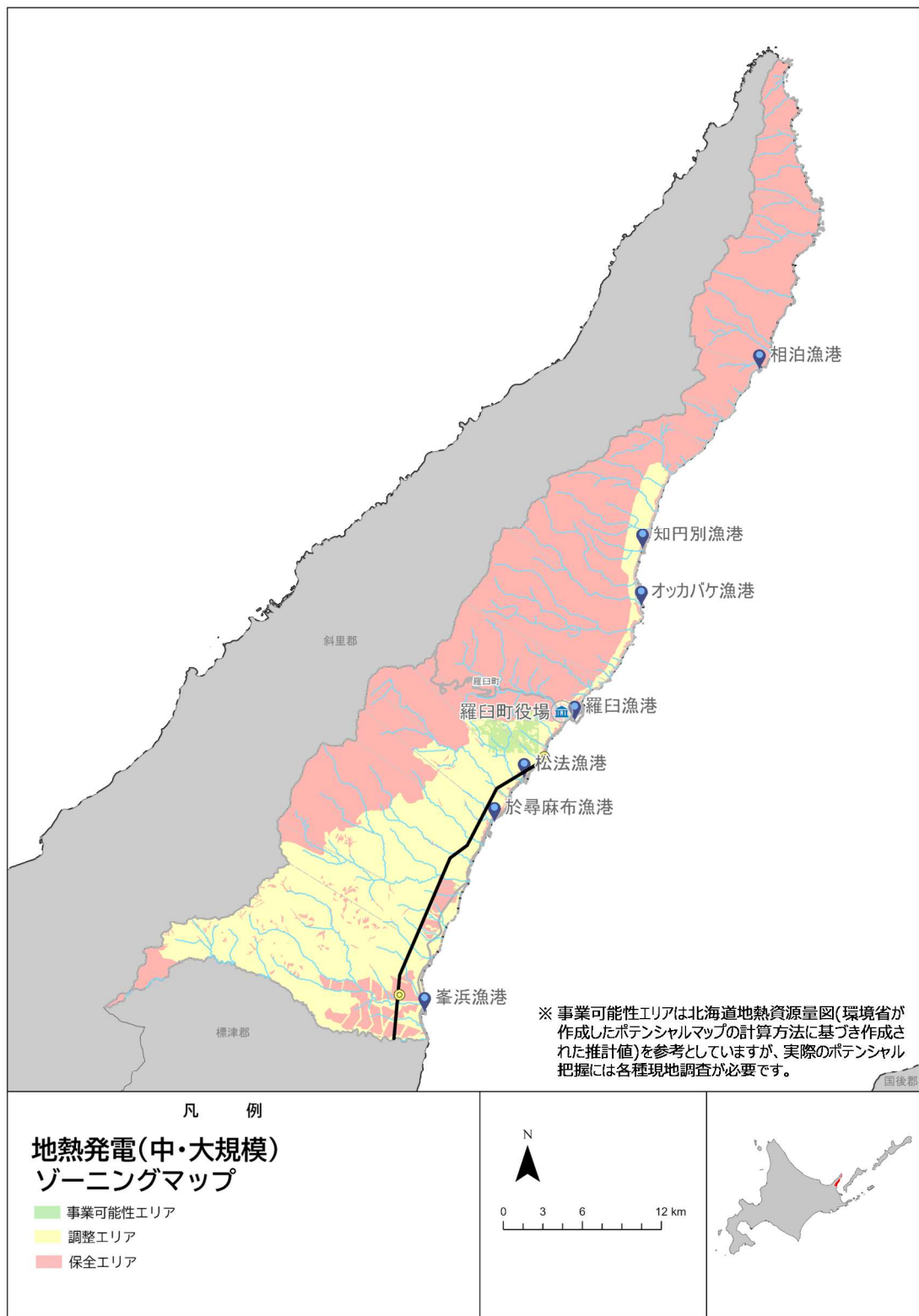


図 4.27 地熱発電（中・大規模）ゾーニングマップ 全域図

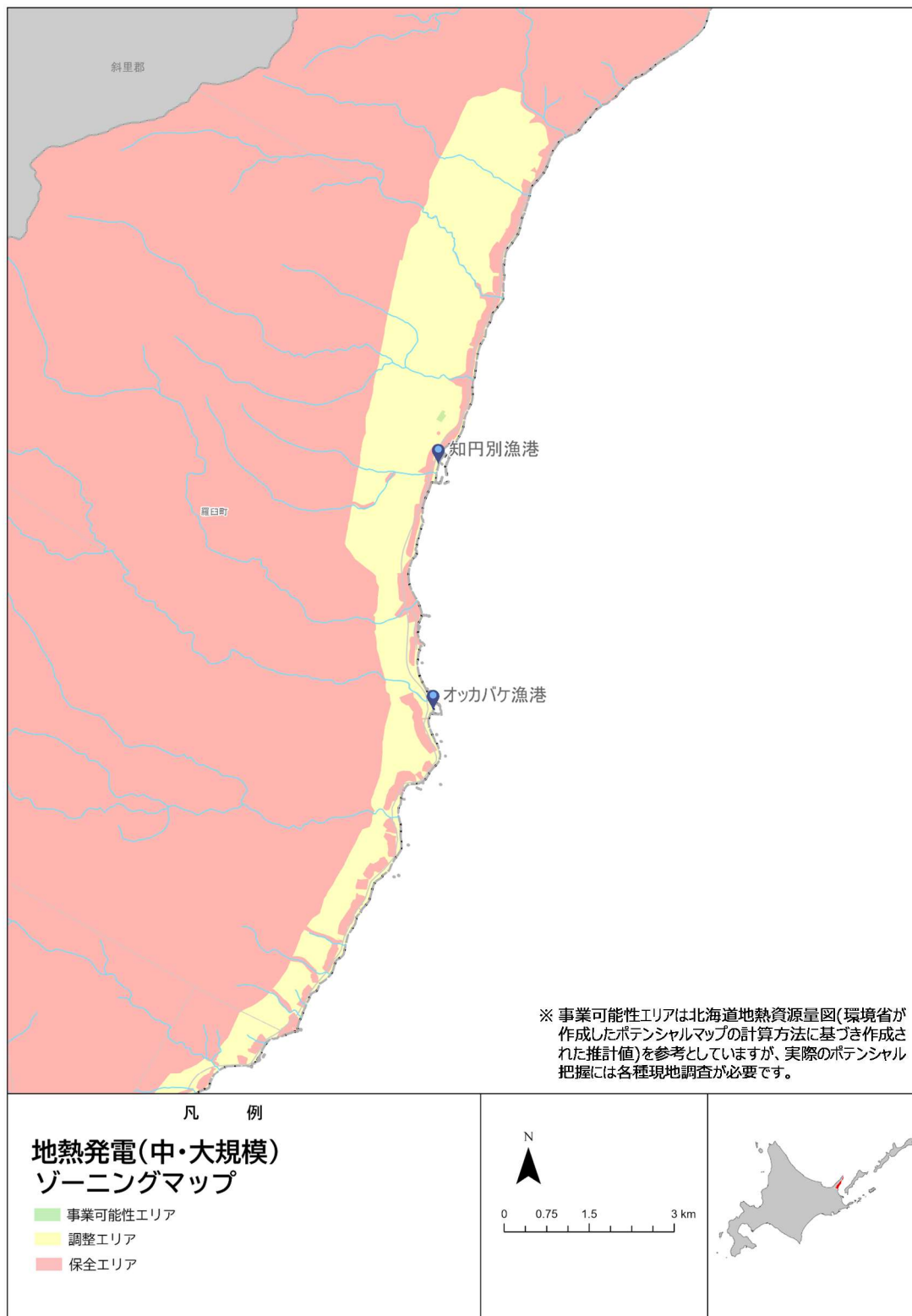


図 4.28 地熱発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 1

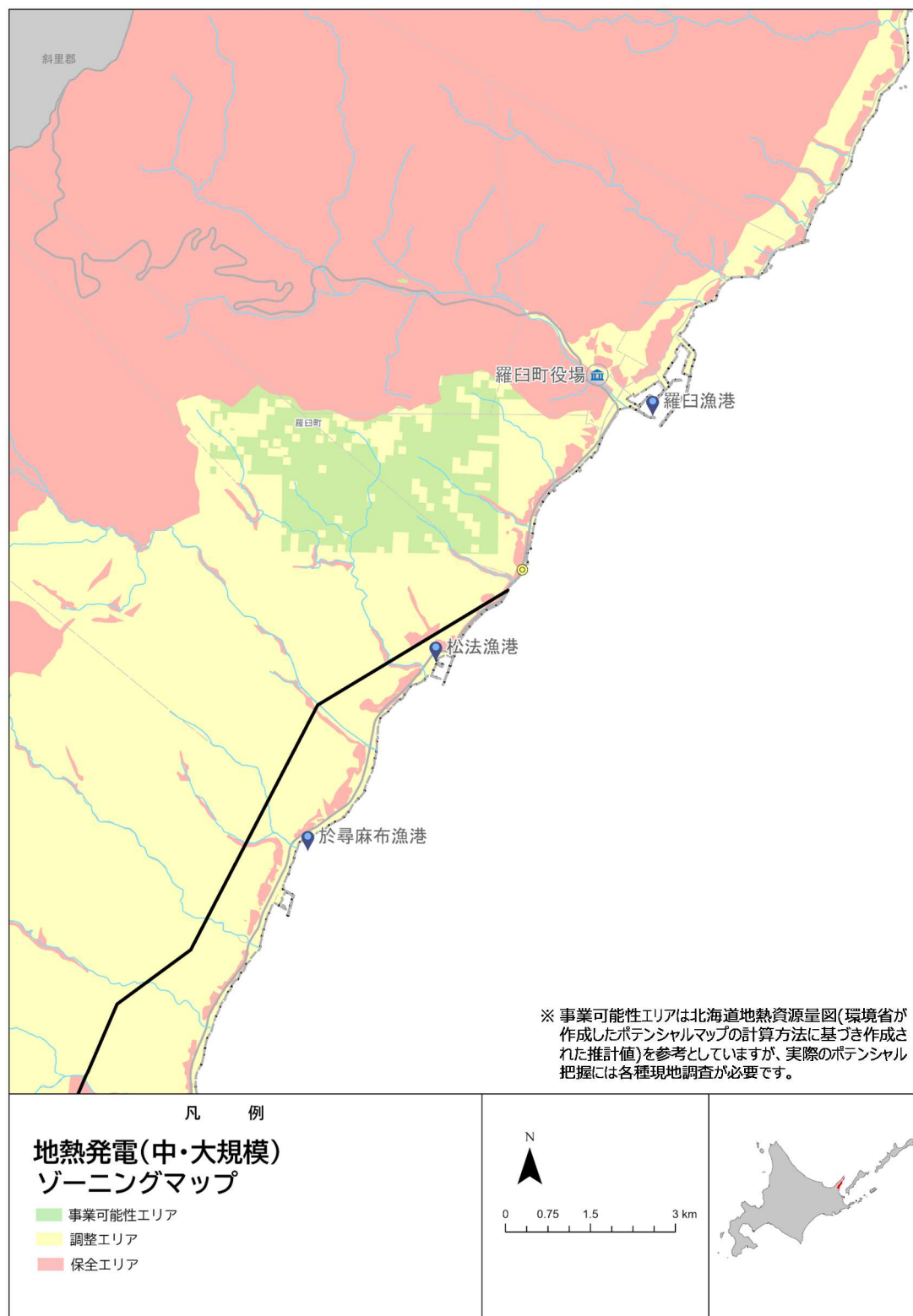


図 4.29 地熱発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 2

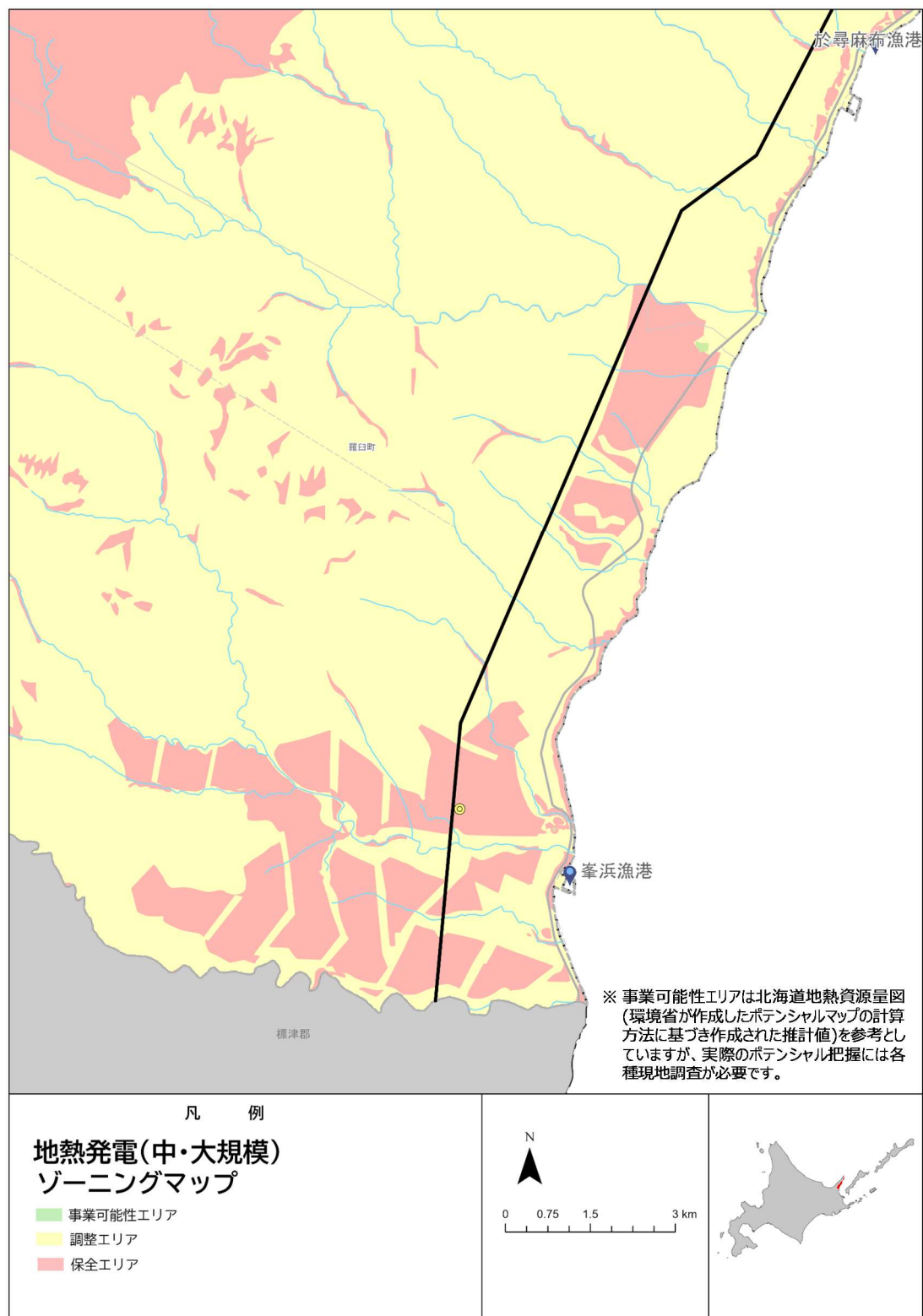


図 4.30 地熱発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 3s

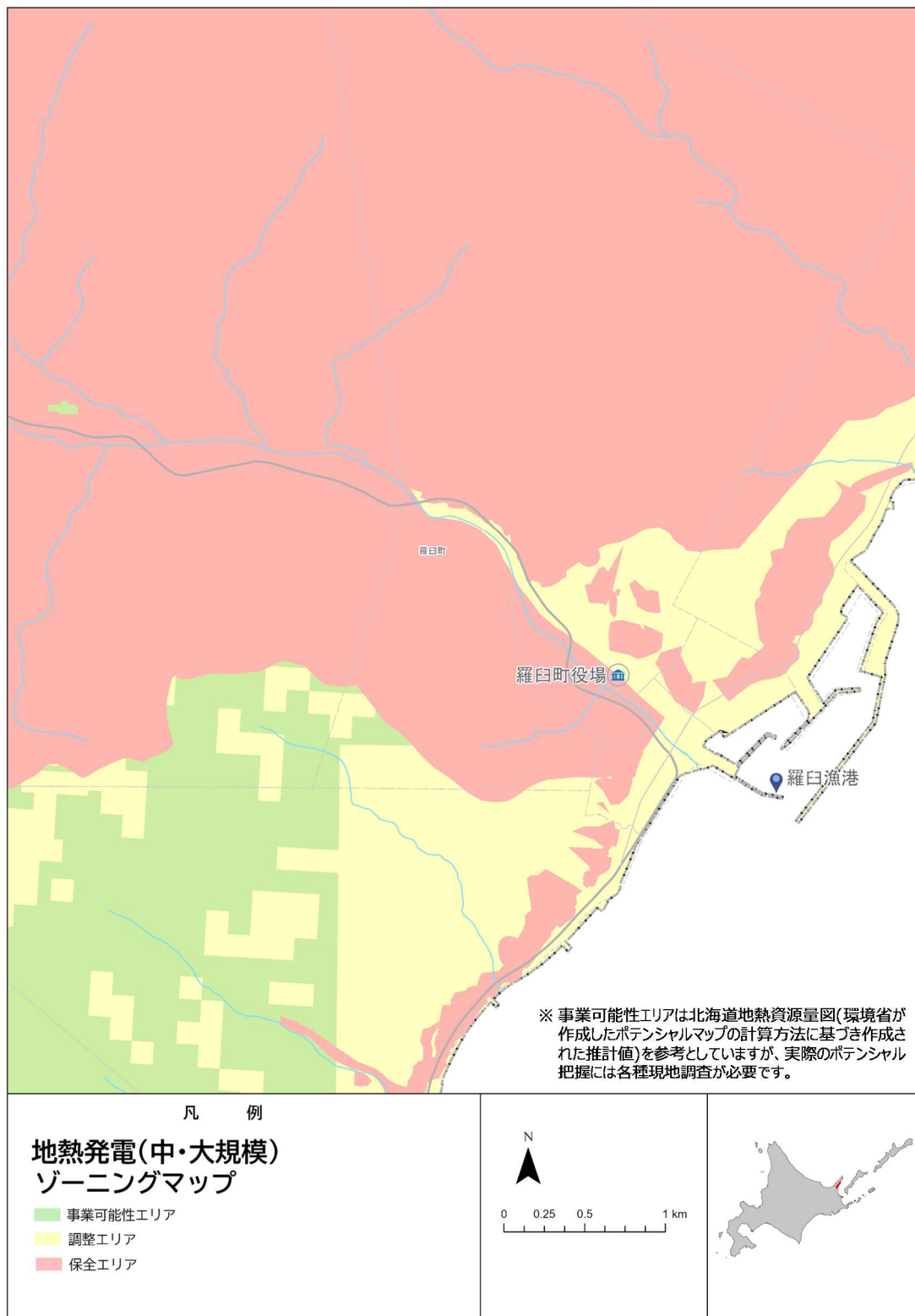


図 4.31 地熱発電（中・大規模）ゾーニングマップ 拡大図 4

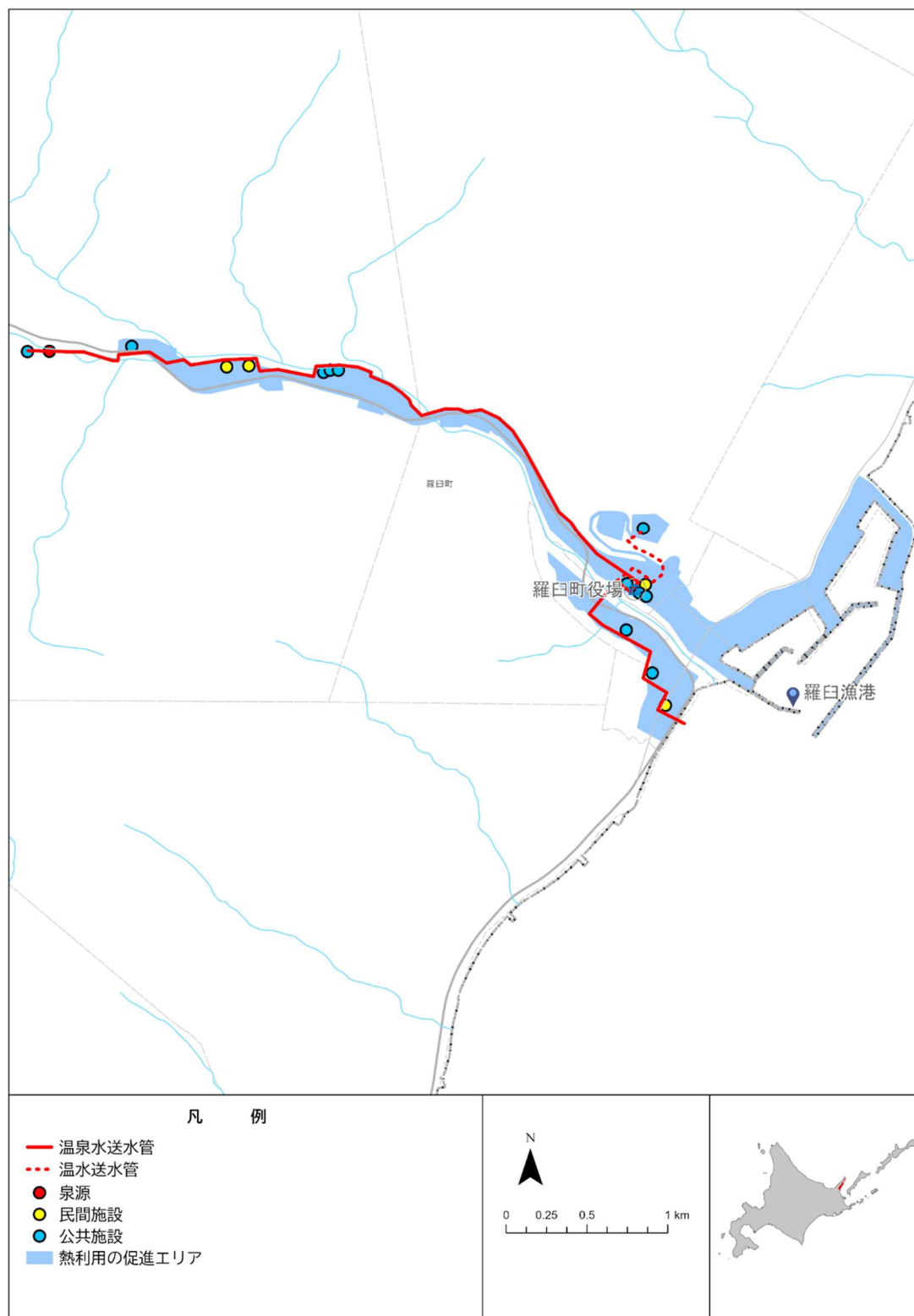


図 4.32 再エネ熱利用ゾーニングマップ 全域図

4.5 羅臼町環境配慮事項

本町では、本ゾーニング事業を通じたゾーニングマップ作成に付随する成果として、今後事業者が町内で再生可能エネルギーに係る事業計画を検討する際に参考となるよう、表 4.10～表 4.11 に示す「羅臼町環境配慮事項」を作成しました。

表 4.10 には、本ゾーニング事業を通じて本町に係りのある関係団体・有識者、町民の皆さまより聴取した、本町において特に配慮すべき自然環境等に係る情報や留意すべき事項を「羅臼町特有の事項」として取りまとめています。また、表 4.11 には北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和 6 年(2024 年)11 月）に示される「環境配慮事項」に基づき町内に該当する対象区域について、北海道基準において位置づけられている適正な配慮のための考え方を取りまとめています。

本町内においては、再エネ事業を行う際には、ゾーニングにおける促進/事業可能性/調整/保全のエリア設定に係らず、表 4.10～表 4.11 に示す羅臼町環境配慮事項を遵守した事業計画を作成することとします。

表 4.10 羅臼町環境配慮事項（羅臼町特有の事項）

環境配慮事項	対象区域	適正な配慮のための考え方
羅臼町独自の環境配慮事項	自然環境への配慮	・風車を設置する場合は、バードストライクの懸念が生じない機種を選定する等、ランディングする希少猛禽類への影響に十分配慮すること ・シマフクロウの生息環境や河川環境の保全のため、「北海道における河畔林の生態学的機能の維持に必要な河畔林幅の基準値」である河畔より 30m の範囲の森林伐採を伴う開発は控えること ・世界自然遺産地域及びその周辺の景観保全のため、主要道路沿いでの開発は控えること。ただし、既存施設を活用する場合やごく小規模な場合、遮蔽等により十分な景観配慮が行われる場合は除く
	開発行為に伴う配慮	・工事に当たっては、猛禽類をはじめとした希少な動植物の生息・生育、サケマスの遡上、ウニ漁や昆布漁への環境配慮を行うこと ・規模の大きい工事や河川や海岸周辺での工事等、これらへの影響が懸念される場合には、事前に工法、工事の時期、環境配慮の方針について、羅臼町、羅臼漁業協同組合又は環境省羅臼自然保護官事務所等に相談をすること ・影響が懸念される場合には、希少猛禽類の繁殖期（2 月～7 月）、サケマスの遡上時期（9～11 月）を避けること。シマフクロウへの環境配慮として、日没前に工事を切り上げること ・事業計画の作成にあたっては、地権者や関係者・関係機関へ十分な説明を行い、合意形成を図ること
	文化的資源への配慮	・1ha 以上の開発は、文化財有無に関わらず特定開発に分類されるため、開発許可のために町に事前協議を申し入れること ・埋蔵文化財包蔵地は新たな発見が続いているため、最新情報の把握に留意すること

表 4.11 羅臼町環境配慮事項（北海道が必要と判断する事項）

環境配慮事項	対象区域	適正な配慮のための考え方
水の濁りによる影響	水道原水取水地点、さけますふ化場・養殖場	・ 用水取水地点や水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・ 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること
水の汚れによる影響 富栄養化による影響	水道原水取水地点、さけますふ化場・養殖場	・ 水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること（中小水力） ・ 富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、取水地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること（中小水力） ・ 溶存酸素量の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点等が近隣にある場合は、溶存酸素量による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること（中小水力）
水温による影響	水道原水取水地点、さけますふ化場・養殖場、養殖場の流入経路の状況、農業用水路の状況	・ 用水取水地点や水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること（中小水力） ・ 水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること（中小水力）
硫化水素による影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・ 地形などの状況を考慮して事業実施場所から保全対象施設まで影響を及ぼさない距離（1 km以上）を確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は、においや硫化水素の影響を抑えるために必要な措置を講じること（地熱）
騒音による 生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・ 設置物等に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること（太陽光・風力・地熱） ・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること（太陽光・風力・地熱）
影による影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・ 風力発電施設の影が、保全対象施設に長時間重ならない、住民などに不快感を与えないなど環境の保全に必要な措置（配置）を講じること（風力）
温泉への影響	温泉の状況	・ 事業実施における各種（事前）調査や事業実施後のモニタリング、周辺施設や近隣の温泉資源への影響など環境の保全に必要な措置を講じること（地熱）
土地の安定性への影響	地域森林計画対象森林、保安林、山地災害危険地区	・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること ・ 切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること

環境配慮事項	対象区域	適正な配慮のための考え方
	河川保全区域	・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること ・ 治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・ 水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること
	道路区域	・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・ 当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること
	漁港区域	・ 漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること
反 射 光 に よ る 生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・ 保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること ・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること
動物の重要な種及び 注目すべき生息地への 影響	国指定鳥獣保護区（特別保護地区外）、都道府県指定鳥獣保護区（特別保護地区外）、IBA（知床半島・斜里岳）、マリーン IBA、生物多様性重要地域（KBA）（知床国立公園、遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国指定鳥獣保護区）、資源保護水面、動物の分布状況、指定希少野生動植物種	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、埕（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること ・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること
	風力発電における鳥類のセンシティブイマツブ	・ 注意喚起レベル A1・A2・A3 の区域は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲では事業を原則実施しないこと（風力） ・ 注意喚起レベル B・C の区域や事業の実施を避けられない場合は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲を避けること（風力）
動物の重要な種及び 注目すべき生息地への 影響	資源保護水面、特定植物群落、植生自然度 8・9 の区域、レッドリスト掲載種、指定希少野生動植物種	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
地域を特徴づける生態 系への影響	緑の回廊、KBA、植生自然度 8・9 の区域	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること

環境配慮事項	対象区域	適正な配慮のための考え方
		当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園自然公園（普通地域で植生自然度 1～7 の地域）、自然景観保護地区（幌萌川及び周辺の広葉樹二次林）、景観計画区域	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・ 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること ・ 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	身近な自然地域	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・ 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・ 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
その他北海道が必要と判断するもの	記念保護樹木（千年の水松、誠諦寺のシダレカマツ）	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・ 近隣に指定された記念保護樹木が存在している場合は、樹木の生育や保全に必要な措置を講じること
	海岸保全区域	・ 当該区域の趣旨を踏まえ、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと海岸管理者が認める事業計画とすること
	公園	・ 施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	漁業許可、漁業権（共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権）	・ 漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	さけ・ます増殖河川	・ さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	一般公共海岸区域	・ 当該区域の趣旨を踏まえ、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと海岸管理者が認める事業計画とすること
	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・ 施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・ 事業実施場所から保全対象施設までの距離を 1km 以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

4.6 羅臼町ゾーニングマップ利用時の留意事項

本ゾーニングマップは、作成時点（令和 7 年 2 月時点）で入手可能な基礎情報を用いて作成したものです。利用にあたっては、ゾーニングマップが作成時点での自然的・経済的・社会的条件を踏まえた基礎情報を重ね合わせたものであるという特性をよく理解した上で、表 4.12 に示す留意事項に十分留意し、事業計画を検討してください。

表 4.12 羅臼町ゾーニングマップ利用時の留意事項

ゾーニングマップ利用時の留意事項	
①	事業計画の検討にあたっては、羅臼町環境配慮事項のほか、以下に示すようなガイドラインなどに基づき必要な手続き・措置を講じること。 ➤ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁） ➤ 事業計画策定ガイドライン（風力発電）（資源エネルギー庁） ➤ 事業計画策定ガイドライン（水力発電）（資源エネルギー庁） ➤ 事業計画策定ガイドライン（地熱発電）（資源エネルギー庁） ➤ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省） ➤ 小水力発電設置のための手引き（国交省） ➤ 温泉資源の保護に関するガイドライン（環境省）
②	事業計画の検討にあたっては、町の導入目標および他事業計画との兼ね合いを踏まえ、可能な限り早期に町役場、関係行政機関へ相談するとともに、地域住民への説明を行うこと。また、町境界周辺で事業計画を検討する際には、上記と同様に隣接する自治体、関係行政機関、地域住民に対して相談・説明を行うこと。
③	ゾーニングマップでは現時点（令和 7 年 2 月時点）で入手可能な環境情報を用いて作成しているため、必要に応じて最新の情報を収集して見直すこと。

第5章 地域脱炭素化促進事業

5.1 地域脱炭素化促進事業の目標

本町では、地域脱炭素化促進事業の目標（第 21 条第 5 項第 1 号）として表 5.1 に掲げる事項を定めます。本ゾーニング事業において促進エリアを設定した太陽光発電（小規模）、太陽光発電（中・大規模）については、再エネ導入目標の達成に向け、まずは促進エリア内への最大限導入を目指します。また、太陽光発電（中・大規模）、地熱発電については、事業可能性エリア内での関係者・関係機関との調整を積極的に図ることで、一部エリアの設定を促進エリアへ見直すことを検討しています。再エネ熱利用については、現時点では本町の再エネ目標に含まれていないものの、促進エリア内の温泉水送水管の整備・更新や新規施設への温泉熱利用を積極的に促進することで、町内の電力消費量低減に寄与することを目標とします。

表 5.1 地域脱炭素化促進事業の目標

再エネ種別	再エネ導入目標 2030 年	再エネ導入目標 2050 年	促進エリア内で 期待される発電量	促進エリア の面積	地域脱炭素化促進事業 の目標
太陽光発電 (小規模)	1.2 MW 1,440 MWh	2.0 MW 2,400 MWh	7.6 MW 7,987 MWh	637.5 ha	促進エリア内の既存建物屋根上への最大限導入を目指す
太陽光発電 (中・大規模)	2.0 MW 2,646 MWh	5.5 MW 7,275 MWh	1.2 MW 1,382 MWh	1.4 ha	促進エリア内の既存建物屋根上や具体的な町有未利用地への最大限導入に加え、再エネ導入目標達成に向け事業可能性エリア内でも各種調整を図り、導入量の拡大を目指す
風力発電	0.0 MW 0.0 MWh	0.0 MW 0.0 MWh	0.0 MW 0.0 MWh	0.0 ha	現時点で地域脱炭素化促進事業は設定しない
水力発電	0.0 MW 0.0 MWh	0.5 MW 2,628 MWh	0.0 MW 0.0 MWh	0.0 ha	現時点で地域脱炭素化促進事業は設定しない
地熱発電	0.2 MW 1,402 MWh	2.0 MW 14,016 MWh	0.0 MW 0.0 MWh	0.0 ha	現時点で地域脱炭素化促進事業は設定しないが、再エネ導入目標達成に向け事業可能性エリア内での事業実現のため各種調整を図る
再エネ熱利用	0.0 MJ	0.0 MJ	9,989,214 MJ/年	-	促進エリア内の温泉水送水管の整備・更新や新規施設への温泉熱利用の促進により、町内の電力消費量の低減を目指す
合計	5,488 MWh	26,319 MWh	9,369 MWh	-	
町内の電力 消費量推計	41,096 MWh	32,788 MWh	-	-	-

※促進エリア内で期待される発電量（太陽光発電）：発電量(MW)＝一般的な戸建て太陽光発電 0.004(MW)×羅臼町の世帯数 1,907(世帯)
 発電量(MWh)＝発電量(MW)×北海道の地域別発電量係数 (kWh/kW・年)

※促進エリア内で期待される熱量（再エネ熱利用）：町営住宅、道の駅等で想定される熱需要量から当該区域の年間目標加熱量として算出

5.2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本町では、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第 21 条第 5 項第 2 号）として、表 5.2 に掲げる事項を定めます。

表 5.2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域

再エネ種別	地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
太陽光発電（小規模）	町内全域の既存建物の屋根上
太陽光発電（中・大規模）	道の駅知床らうす（屋根上・駐車場）、羅臼町役場（駐車場）、羅臼漁港（屋根上）、羅臼小学校（屋根上・駐車場）
風力発電	現時点で地域脱炭素化促進区域は設定しない
水力発電	現時点で地域脱炭素化促進区域は設定しない
地熱発電	現時点で地域脱炭素化促進区域は設定しない
再エネ熱利用	既存の温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備・利用を検討しているエリア

5.3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類・規模

本町では、促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模（第 21 条第 5 項第 3 号）として、表 5.3 に掲げる事項を定めます。

表 5.3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模

再エネ種別	促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模
太陽光発電（小規模）	建物系：10kW 未満のもの、土地系：50kW 未満のもの
太陽光発電（中・大規模）	建物系：10kW 以上のもの、土地系：50kW 以上のもの
風力発電	現時点で地域脱炭素化促進区域は設定しない
水力発電	現時点で地域脱炭素化促進区域は設定しない
地熱発電	現時点で地域脱炭素化促進区域は設定しない
再エネ熱利用	既存の温泉水送水管の活用

5.4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

本町では、地域の脱炭素化のための取組（第 21 条第 5 項第 4 号）として、羅臼町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）で本町のゼロカーボンビジョンとして掲げた「豊かな自然と共生し、活気に満ちたゼロカーボン地域」の達成に向け、「エネルギーの地産地消」「地域循環共生圏の構築」を核とした図 5.1、図 5.2 に示すような脱炭素化のための取組を位置付けることと定めます。地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、事業者に対し、当該施設が本町の脱炭素化につながるよう具体的な取組を含む事業計画の提出を求めます。

羅臼町の将来ビジョン：豊かな自然と共生し、活気に満ちたゼロカーボン地域



図 5.1 脱炭素化のための取組の例（羅臼町のゼロカーボンビジョン）

ビジョン案	コンセプト案	施策案
再エネ導入による 地域力強化と産業振興	再エネの導入・省エネの推進	太陽光発電の導入
	漁業のスマート化	温泉バイナリー発電の導入
	地域交通の利便性向上	小水力発電の導入
	海洋深層水の活用	庁舎・公共施設のZEB化
	サステナブルブランド化	廃棄物の削減
温泉熱を活用した 再エネ発電と新規産業の創出	温泉熱の有効活用	再エネに関する勉強会の実施
	雇用機会の創出	漁業施設等での再エネ電力活用
	観光機能の強化	ICT活用による省人化・高付加価値化
	自然環境との共生	EV船の導入
知床の自然の 持続的な保全と観光振興	ブルーカーボンの創出	EV・FCVの導入
		EVコミュニティバスの導入・運行
		ゼロエミッションの水産加工品の生産・販売
		温泉熱を活用した陸上循環養殖
		再エネ導入観光用モビリティの導入
		自然環境に配慮した脱炭素社会の実現、環境教育の推進
		森林吸収
		藻場の回復・ブルーカーボン認証

図 5.2 脱炭素化のための取組の例（ビジョン・コンセプト・施策）

5.5 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組

5.5.1 地域の環境の保全のための取組

本町では、地域の環境保全のための取組（第 21 条第 5 項第 5 号イ）として、第 4 章 5 節「羅臼町環境配慮事項」に掲げた事項を定めます。地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、事業者に対し、「羅臼町環境配慮事項」に即する本町の環境の保全のための具体的な取組を含む事業計画の提出を求めます。

5.5.2 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

本町では、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（第 21 条第 5 項第 5 号ロ）として、羅臼町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）で掲げた「地域課題解決のための 3 つのビジョン」に資する取組みを定めます。地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、事業者に対し、本町と連携しながら、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域の魅力と質を向上させるよう具体的な取組を含む事業計画の提出を求めます。



図 5.2 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例（地域課題解決のための 3 つのビジョン）

羅臼町再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング支援業務 報告書

- 本編 -

令和 7 年 2 月 発行

羅臼町

羅臼町町民環境課（〒086-1892 羅臼町栄町 100 番地 83）

TEL : 87-2115 FAX : 87-2358

電子メール : kansei.r@rausu-town.jp

本報告書は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省 補助事業である令和 5 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成したものです。